領域Ⅱ　日本の教育行財政

窪田　眞二

（日本の教育制度と教育実践　第1部）

1　教育法規の体系
2　教育基本法
3　教育行政をめぐる改革動向(1)
4　教育行政をめぐる改革動向(2)
5　教育委員会
6　文部科学省
7　文部科学省の指導行政
8　教育財政と負担構造
9　法律に定める学校
10　学校の設置・管理
11　学校施設・設備の基準と学級規模等の基準
12　就学と不登校
13　学校の自己評価、第三者評価
14　教育情報の公開・開示
15　学校評議員制度
16　教科書・補助教材
17　児童・生徒の懲戒
18　特別支援教育制度
19　認定就学者制度
20　へき地教育
21　中学校夜間学級(夜間中学)

筑波大学教育開発国際協力研究センター(CRICED)
URL. http://www.criced.tsukuba.ac.jp/keiei/

教育法規の体系

■成文法

●国家法令
　憲法・法律・政令・省令
●自治法令
　条例・規則（教育委員会規則・学校管理規則）

■不成文法

●慣習法・判例法・行政実例法・条理法

教育法規の体系

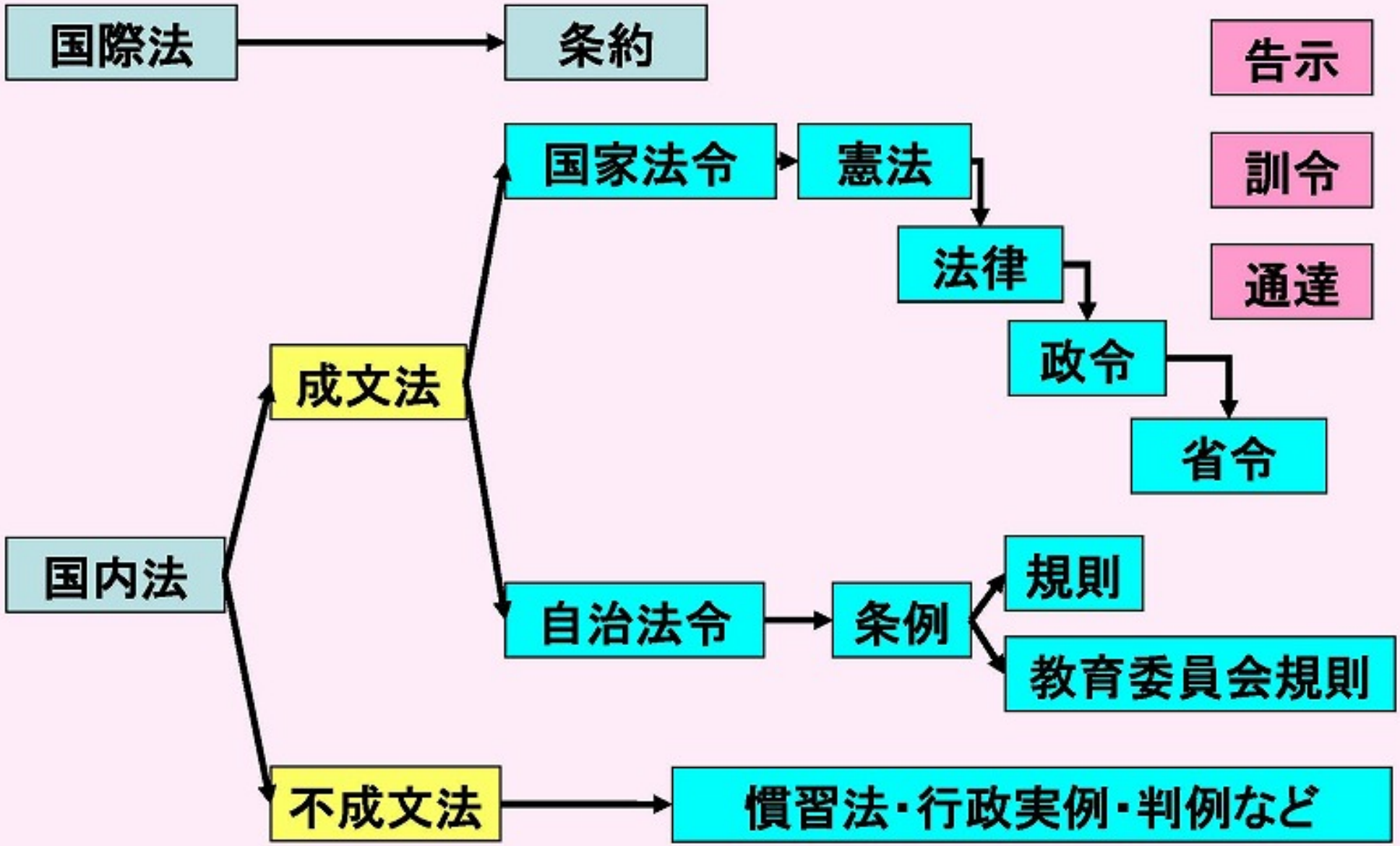
国際法
条約
告示
国家法令
憲法
訓令
法律
通達
政令
成文法
省令
国内法
規則
自治法令
条例
教育委員会規則
不成文法
慣習法・行政実例・判例など

教育法規の体系

基本関係	憲法 ・ 教育基本法
学校教育関係	①学校教育法 ②大学運営法 ③教科書発行法 ④教科書無償措置法 ⑤公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 ⑥義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法
教育奨励関係	①就学奨励法 ②盲学校等就学奨励法 ③理科教育振興法 ④僻地教育振興法 ⑤高等学校の定時制及び通信教育振興法 ⑥日本育英会法

教育法規の体系

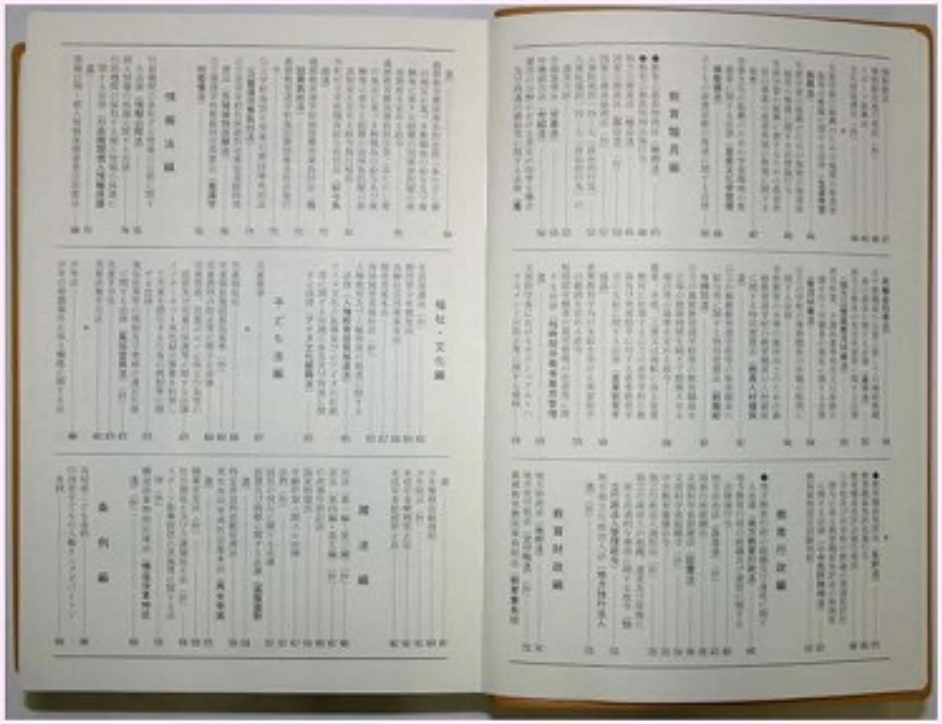

2005年度版教育法令集より

教育基本法

■ 第1条　教育の目的
■ 第2条　教育の目標
■ 第3条　生涯学習の理念
■ 第4条　教育の機会均等
■ 第5条　義務教育
■ 第6条　学校教育
■ 第7条　大学
■ 第8条　私立学校
■ 第9条　教員
■第10条　家庭教育
■第11条　幼児期の教育
■第12条　社会教育
■第13条　学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力
■第14条　政治教育
■第15条　宗教教育
■第16条　教育行政
■第17条　教育振興基本計画
■第18条　法令の制定

教育基本法

■基本原理と課題

①教育目的規定の意義

②教育の機会均等と教育上の差別禁止
→「能力に応じて」の解釈

③義務教育
→普通教育を受けさせる国民の義務と
国・地方の条件整備義務

④学校教育の公共性

⑤生涯学習と社会教育

⑥教育の中立性（政治的・宗教的）

⑦教育条件の整備確立をめざす教育行政

教育基本法

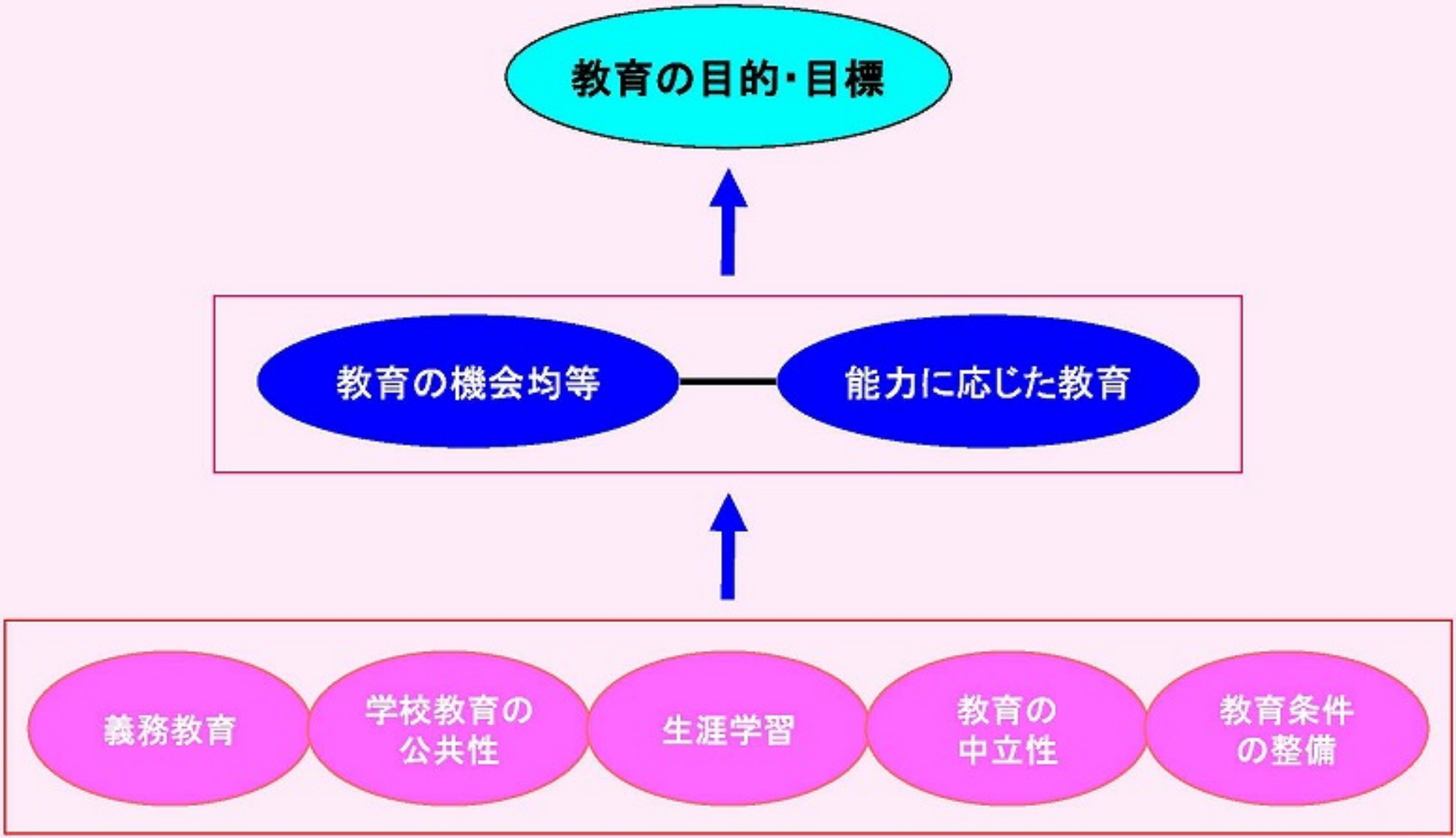
教育の目的・目標
教育の機会均等
能力に応じた教育
義務教育
学校教育の公共性
生涯学習
教育の中立性
教育条件の整備

教育基本法

■教育の条件整備と内的外的事項論

■家永教科書裁判の論点

- ●杉本判決と国民の教育権論
- ●高津判決と国家の教育権論

■学力テスト最高裁判決(1976)のポイント

- ●学習をする権利
- ●親の教育の自由
- ●教師の教授の自由
- ●国の教育内容決定権の承認

教育行政をめぐる改革動向(1)

●1948年　教育委員会法
●1954年　教育二法
　・教育公務員特例法の一部改正
　（教員の政治的活動について、それを国家公務員と同じにするというもの）
　・義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（中立確保法）
●1956年　地方教育行政の組織及び運営に関する法律
●1971年　四六答申：
　「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について（答申）（第22回答申）」
●1987年　臨時教育審議会最終答申
●1999年　地方分権一括法
●2006年　教育基本法改正
●2007年　教育関連3法の改正

教育行政をめぐる改革動向(1)

戦前		戦後
勅令主義	→	法律主義
教育勅語体制	→	教育基本法体制
中央集権	→	地方分権
国の機関としての府県知事による教育行政	→	独立の機関としての教育委員会
文部省による指揮監督	→	文部省による指導助言
私学制度	→	指導主事制度
特遇管理としての教員	→	地方公務員

戦前と戦後の教育行政の比較

教育行政をめぐる改革動向(1)

教育委員会法		地方教育行政の組織及び運営に関する法律
教育委員の公選制(民主化原理)	⋙	任命制教育委員(政治的中立と安定確保)
文部大臣との法的対等制(地方分権原理))	⋙	上級機関の権限強化(国・地方の権限強化)
財政自主権の確保(自主性原理)	⋙	首長権限の強化(一般行政との調和)

教委法と地教行法の原理比較

教育行政をめぐる改革動向(2)

●1993年　経済改革研究会**「規制緩和に関する中間報告(平岩レポート)」**
（医療・福祉、雇用・労働、教育の分野は自己責任を原則とし、
政府規制は最小限に）
衆・参両院で**「地方分権の推進に関する決議」**

●1994年　**「今後における規制緩和の推進について」**閣議決定

●1995年　幼稚園設置基準の大綱化
地方分権推進法施行

●1996年　経営者団体連合会**「創造的な人材育成に向けた規制緩和の推進」**
地方分権推進委員会第一次勧告**「分権型社会の創造」**

●1997年　自治省に地方分権推進本部設置
文部省通知**「通学区域の弾力化について」**
教育改革プログラム
教育改革関連四法成立(大学教員の選択的任期制導入等)

教育行政をめぐる改革動向(2)

●1998年　学校教育法一部改正(中高一貫教育の選択的導入)
　　中央教育審議会答申**「今後の地方教育行政の在り方について」**
●1999年　地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律成立
●2000年　学校教育法施行規則改正
　　(学校評議員、校長・教頭の任用資格、職員会議の位置づけ等)
●2001年　**21世紀教育新生プラン**(レインボー・プラン)
　　教育改革関連六法成立
　(教育委員会会議の原則公開、不適格教員への適切な対応、飛び入学等)
●2003年　国立大学法人法施行
●2007年　学校教育法改正
　(学校教育の目的・目標の見直し、副校長・主幹教諭等の新設、学校評価等)
　　地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正
　(教育委員会制度の見直し、地方分権の推進等)
　　教育公務員特例法、教育職員免許法の改正
　(教員免許更新制の導入、指導不適切教員の人事管理の厳格化等)

教育行政をめぐる改革動向(2)

■公立小・中学校の通学区域の弾力化

■盲・聾・養護学校における訪問教育の充実

■教科書検定の透明化と採択の改善

■大学・大学院入学資格の弾力化

■3年以上4年未満の在学で学部を卒業できる措置

教育行政をめぐる改革動向(2)

■学位授与機構における単位累積加算制度

■大学教員の選択的任期制

■高等学校における学校外の体験的活動の単位認定

■学校外の学習成果を評価する仕組みの拡充

教育行政をめぐる改革動向(2)

21世紀教育新生プラン～レインボープラン～7つの重点戦略

①わかる授業で基礎学力の向上を図ります

②多様な奉仕・体験活動で心豊かな日本人を育みます

③楽しく安心できる学習環境を整備します

④父母や地域に信頼される学校づくりを行います

⑤教える「プロ」としての教師を育成します

⑥世界水準の大学づくりを推進します

⑦新世紀にふさわしい教育理念を確立し、教育基盤を整備します

教育行政をめぐる改革動向(2)

教育委員会

■教育委員会とは？

- ●都道府県および市町村におかれる行政委員会
- ●教育・学術・文化に関する行政を担当
- ●合議制の執行機関

■教育委員会設置の理念

- ●教育行政のレイマンコントロール
- ●一般行政からの独立
- ●地方分権

教育委員会

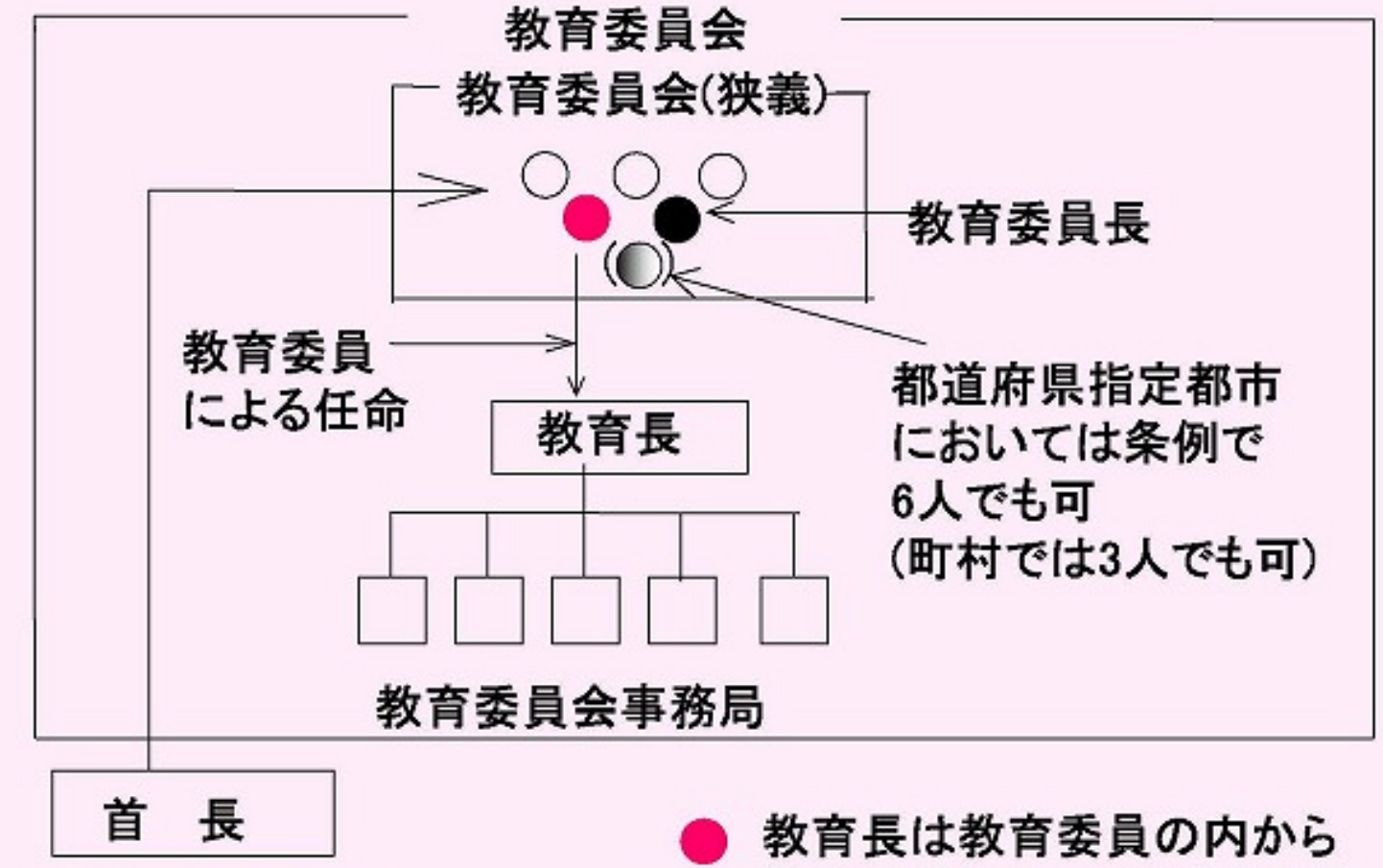

● 教育長は教育委員の内から教育委員によって任命されるため、教育長と教育委員とを兼務することとなる。

教育委員会

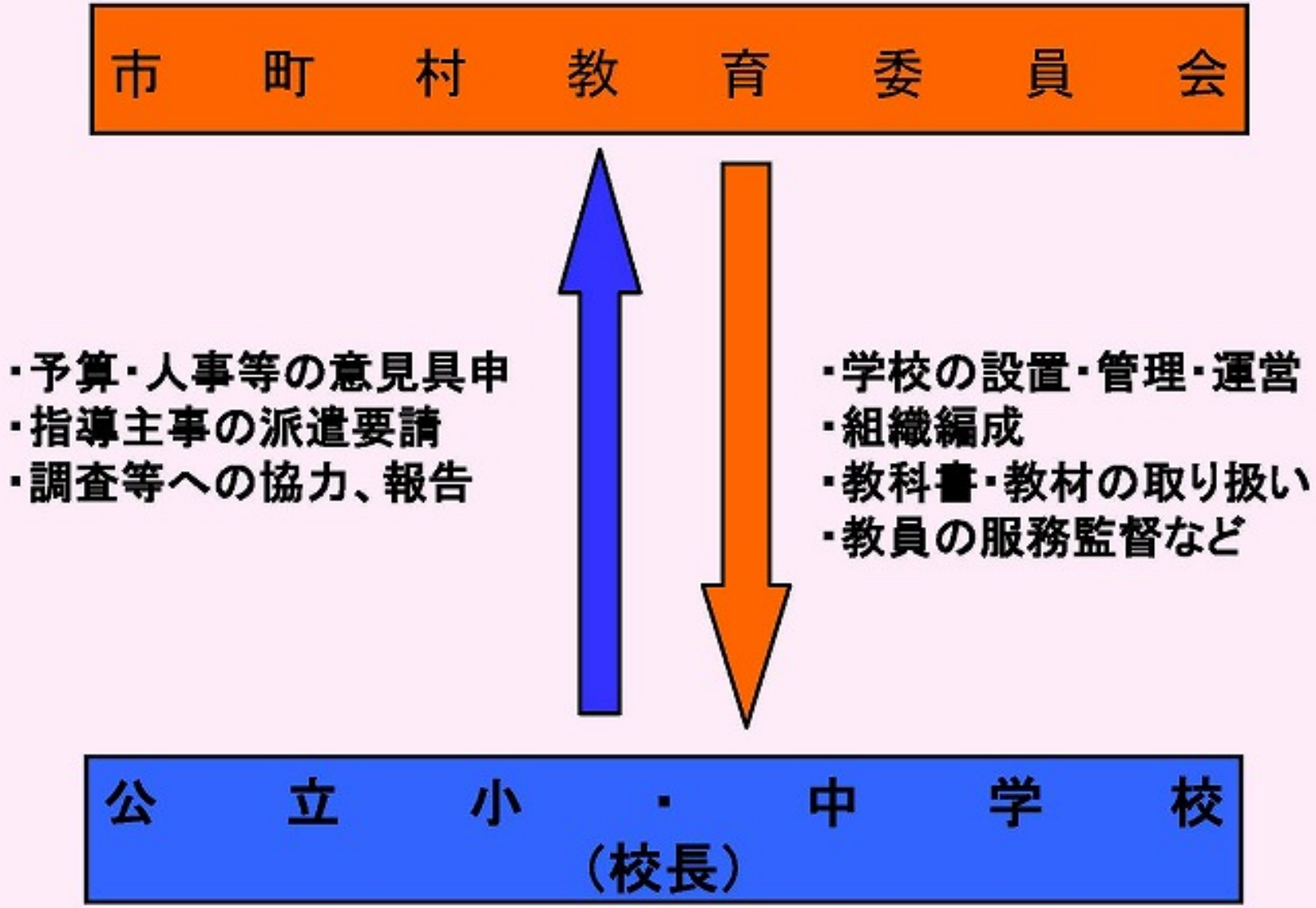

教育委員会と学校の関係

教育委員会

教育委員会会議

2004年2月

■地方分権一括法による文科省関連の改正点

1）事務区分の明確化

2）規制ランクの緩和

3）権限の下部委譲

文部科学省

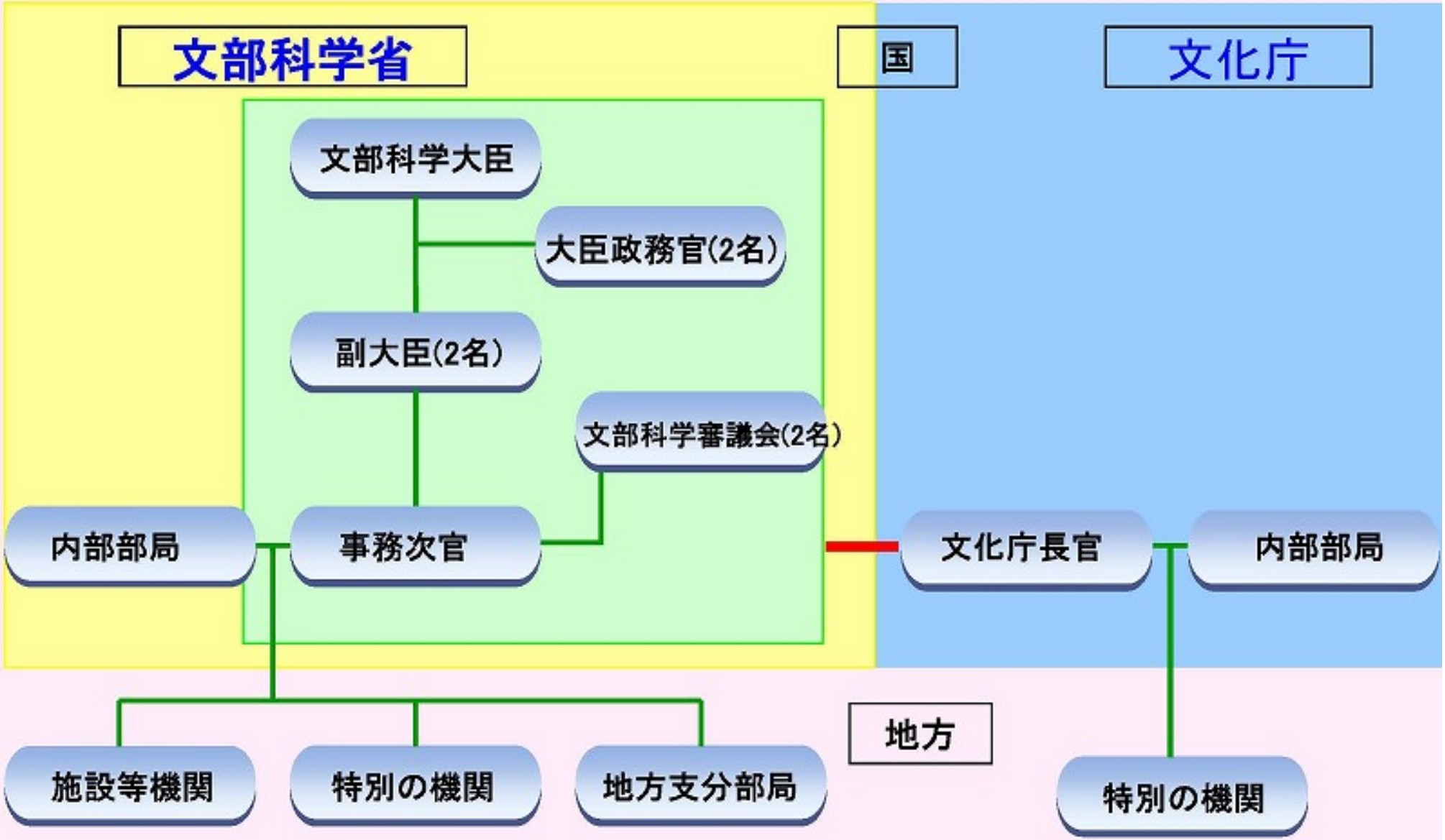

文部科学省の組織

文部科学省

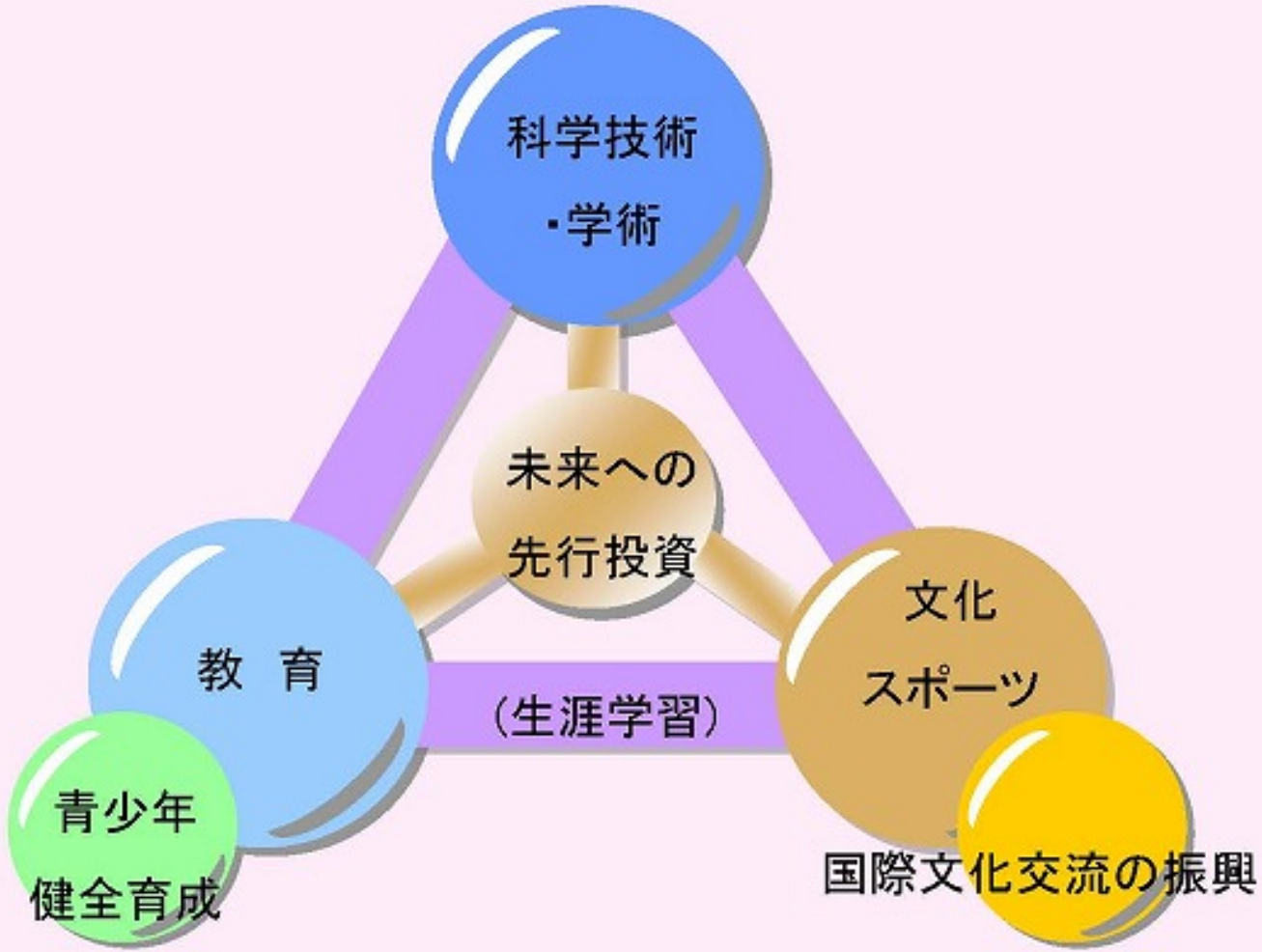

文部科学省の役割

■文部科学省の役割

- ●全国レベルでの教育制度の基本枠組みの制定
- ●全国的な基準の設定
- ●地方における教育条件整備の支援
- ●事業の適正な実施のための支援措置等

文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文部科学省の指導行政

■指導行政の内容

●都道府県や市町村に対する法令の解釈や国の制度・施策の趣旨の伝達

●教育内容・方法に関する専門的・技術的な事項の解説・説明

●教育行政の執行や学校の管理運営の適正の確保に関する要請等

文部科学省の指導行政

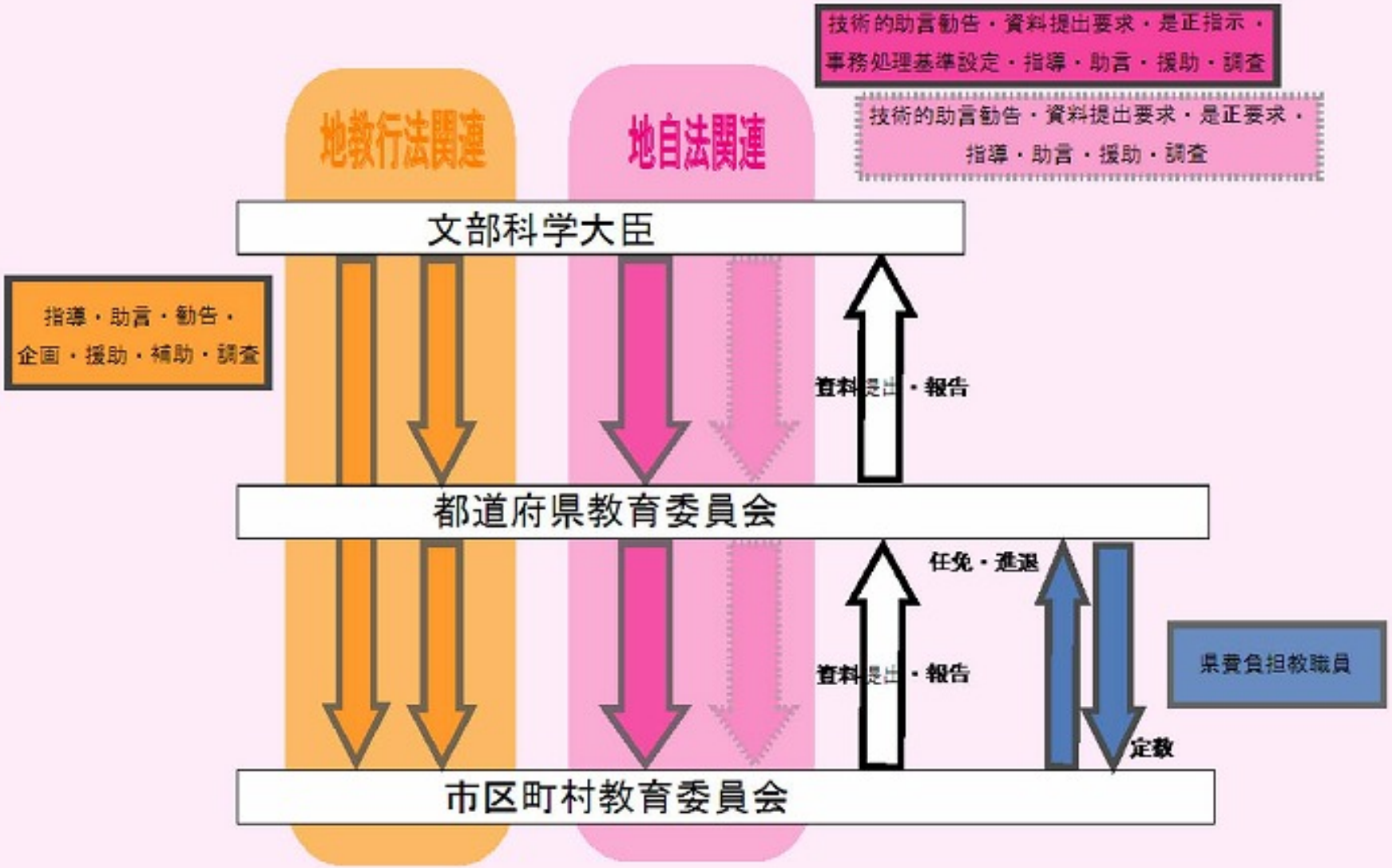

（Ⅱ－28）

文部科学省と教育委員会の関係

文部科学省の指導行政

区分	教育委員会数	指導主事・充て指導主事を置く教育委員会		社会教育主事・派遣社会教育主事を置く教育委員会	
		配置率	配置教委当たり平均人数	配置率	配置教委当たり平均人数
		%	人	%	人
総数	1,932	52.9	5.2	56.7	1.9
50万人以上	33	100.0	34.6	63.6	4.2
30万人以上50万人未満	49	100.0	15.7	63.3	2.9
10万人以上30万人未満	200	97.5	8.0	61.0	2.7
5万人以上10万人未満	281	85.1	4.1	60.1	2.2
3万人以上5万人未満	260	71.5	2.5	63.5	1.9
1.5万人以上3万人未満	327	49.5	1.5	58.4	1.8
8千人以上1.5万人未満	276	33.0	1.3	58.0	1.6
5千人以上8千人未満	172	26.2	1.2	57.0	1.5
5千人未満	227	6.6	1.0	55.9	1.4
全部教育事務組合	－	－	－	－	－
一部教育事務組合	106	5.7	3.0	9.4	1.4
共同設置教育委員会	1	100.0	4.0	100.0	4.0
広域連合教育委員会	－	－	－	－	－
（参考）平成１７年度総数	2,524	44.1	4.4	61.3	1.8

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/005/08062509/002.htm#a001

指導主事の配置状況

文部科学省の指導行政

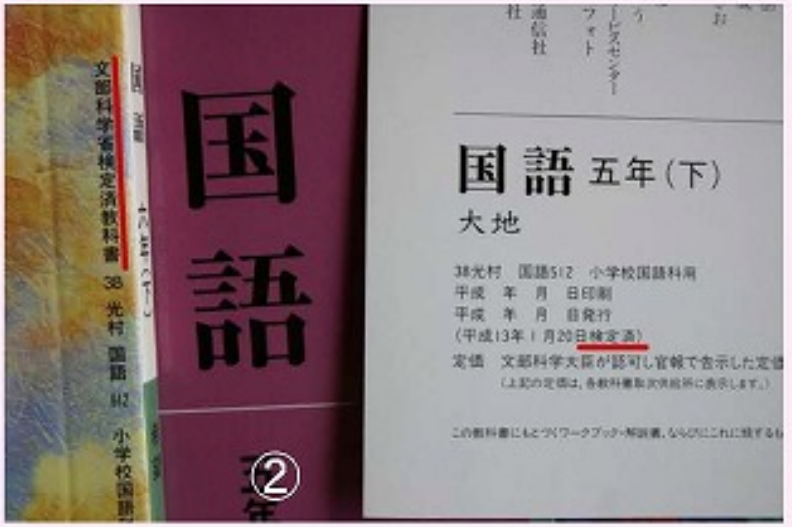

2004年11月

教育財政と負担構造

■教育財政の負担構造の変化

- ●受益者負担から公費負担へ
- ●公費負担が設置者負担主義から
  国庫補助・負担（国庫支出）へ
- ●国庫支出が補助金制度から財政調整制度へ

■財政調整制度

- ●垂直的調整制度としての国庫負担金・補助金制度
- ●水平的調整制度としての地方交付税制度

教育財政と負担構造

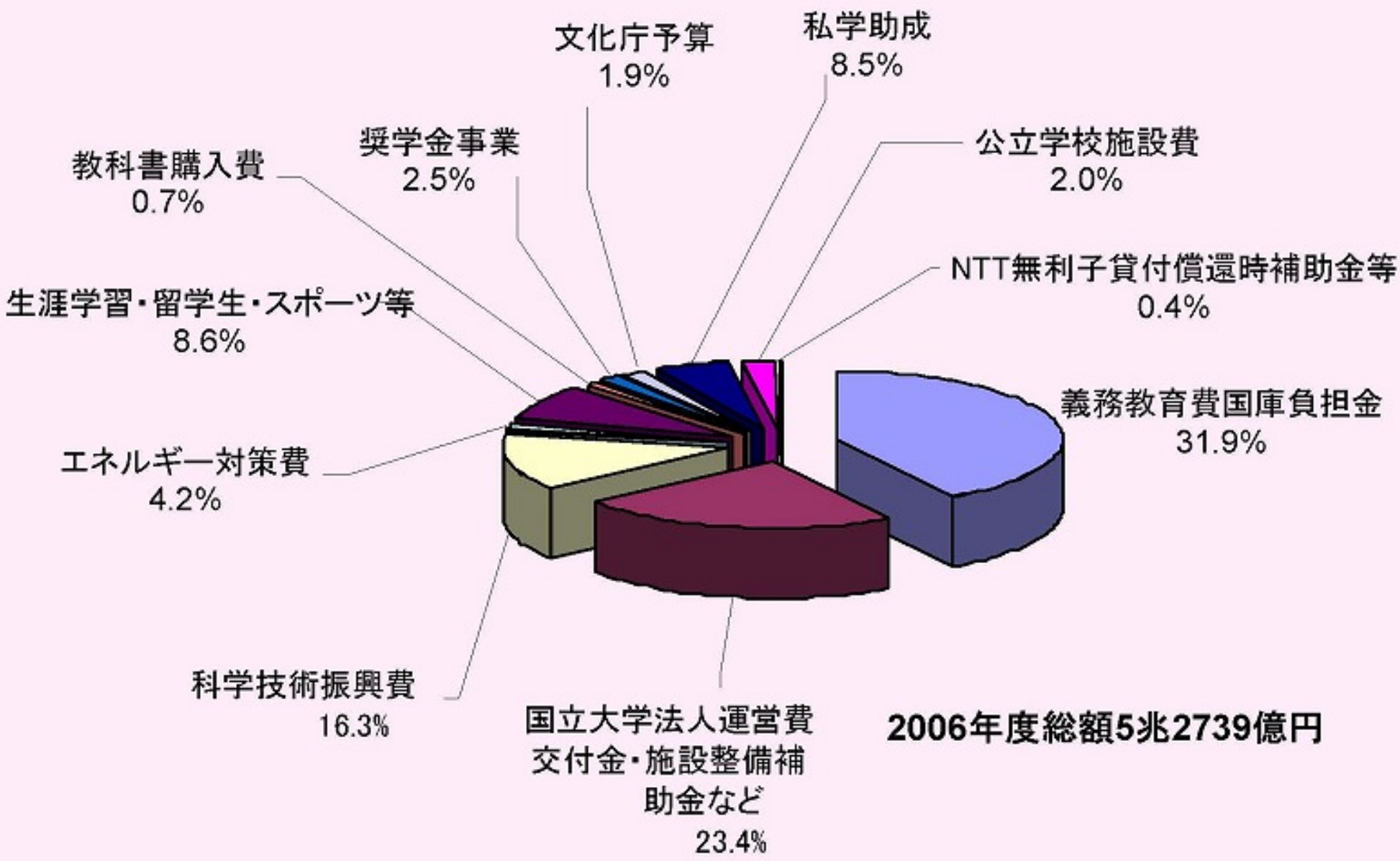

2006年度総額5兆2739億円

教育財政と負担構造

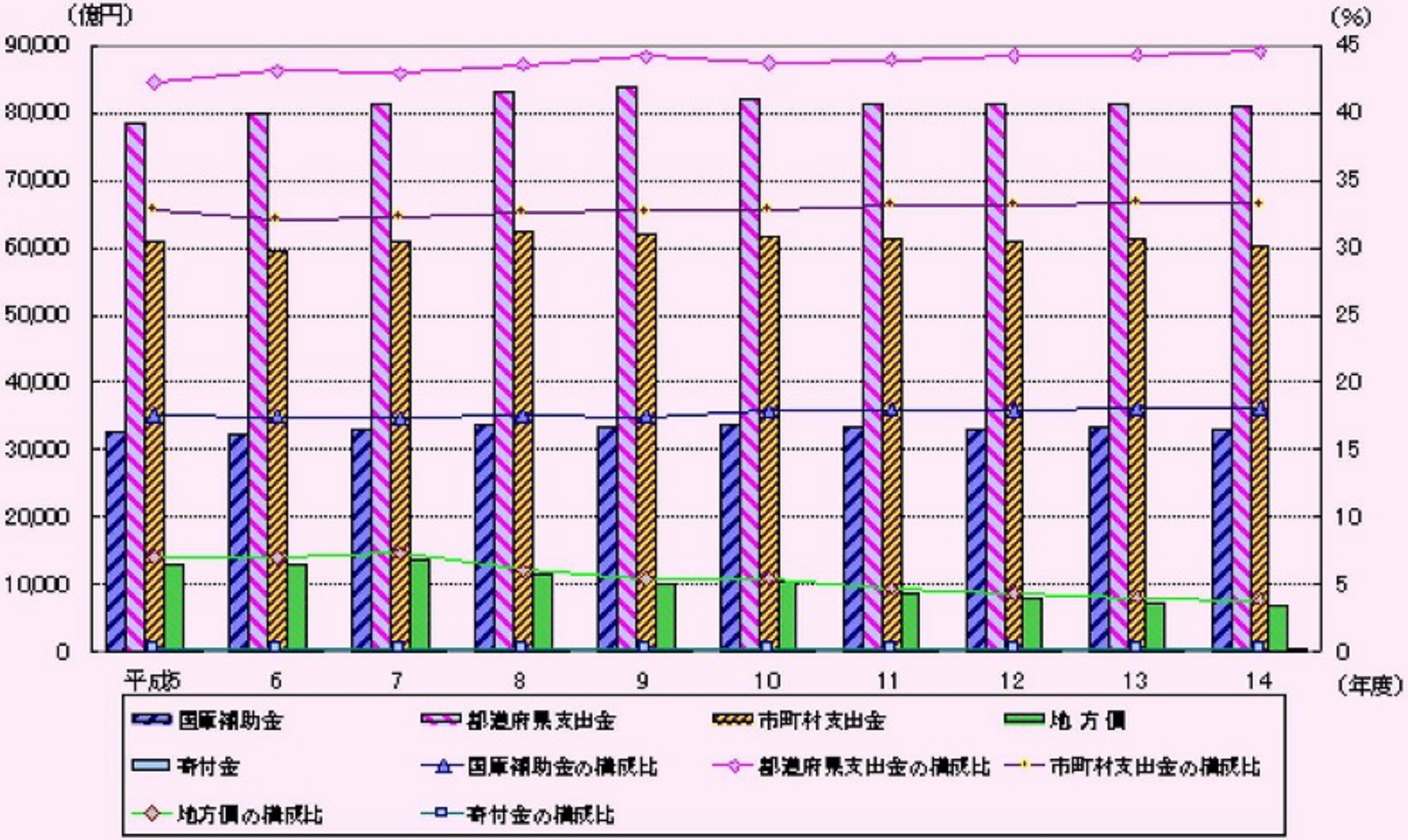

（Ⅱ－33）

財源別地方教育費の推移

教育財政と負担構造

法律に定める学校

■学校教育法第１条に定める学校

- 幼稚園
- 小学校
- 中学校
- 高等学校
- 中等教育学校
- 特別支援学校
- 大学
- 高等専門学校

■専修学校・各種学校

■他の法令に特別に規定のあるもの

法律に定める学校

■大学・高専・専修学校（高等課程・専門課程）での学習を高等学校の単位として認定可

（学校教育法施行規則第98条）

■専修学校専門課程への入学に関し、高校卒業者と専修学校高等課程修了者は同格

（学校教育法施行規則第183条）

■専修学校専門課程修了者の大学・短大専攻科への編入学

（学校教育法132条、学校教育法施行規則第186条）

■専修学校以外の教育施設等における学修を専修学校の授業科目の履修とみなす

（専修学校設置基準第10条）

その他：大学院における個別の資格審査により専修学校卒業後の実務経験を換算して大学院受験が可能

（学校教育法施行規則第155条）

「法律に定める学校」と専修学校との関係の弾力化

法律に定める学校

小　学　校

小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。（第29条）

小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。（第30条）

中　学　校

中学校は、小学校における教育基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。（第45条）

中学校における教育については、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。（第36条）

高　等　学　校

高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。（第41条）

高等学校における教育については、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。（第42条）

学校教育法に示された学校の目的・目標

法律に定める学校

義務教育の目標

義務教育として行われる普通教育は、教育基本法第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

1. 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
2. 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
3. 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
4. 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
5. 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
6. 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
7. 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
8. 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
9. 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
10. 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

学校の設置・管理

■学校の設置者

- ●国
- ●地方公共団体
- ●法律に定める法人
- ●構造改革特別区域法による学校教育法の例外としての学校設置会社、学校設置非営利活動法人

■学校種ごとの設置基準制定年

- ●高等学校設置基準　＝1947年
- ●幼稚園設置基準　＝1956年
- ●大学設置基準　＝1956年
- ●高等専門学校設置基準　＝1961年
- ●大学院設置基準　＝1974年
- ●短期大学設置基準　＝1975年
- ●専修学校設置基準　＝1976年

- ●小学校、中学校設置基準＝2002年

設置基準に含まれる項目

- ◇学級の編制
- ◇教諭等
- ◇施設及び設備等の一般的基準
- ◇校舎及び運動場の面積等
- ◇備えるべき施設
- ◇校具及び教具
- ◇他の学校等の施設及び設備の使用

[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]
1[illegible]40[illegible]	500
41[illegible]480[illegible]	500+5[illegible]-40[illegible]
481[illegible]	2700+3[illegible]-480[illegible]

[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]
1[illegible]240[illegible]	2400
241[illegible]720[illegible]	2400+10[illegible]-240[illegible]
721[illegible]	7200

学校の設置・管理

学校の種類	学級編成の区分	1学級の児童又は生徒数
小学校	同学年の児童で編成する学級	40人
	2の学年の生徒で編制する学級	16人 （第1学年の児童を含む場合には8人）
	学校教育法75条に規定する特殊学級	8人
中学校 （中等教育学校の前期課程を含む）	同学年の生徒で編成する学級	40人
	2の学年の生徒で編制する学級	8人
	学校教育法75条に規定する特殊学級	8人

学級編制の弾力化

学校の設置・管理

①

2005年5月

②

2005年4月

学校施設・設備の基準と学級規模等の基準

①教育財政・施設関係法令・基準

- ●学校設置基準
- ●義務教育諸学校施設費国庫負担法
  （教室の種類、適正な学校規模と条件）

②その他の告示、指針、審議会報告等

- ●学校施設指導要領(1967)
- ●学校施設設計指針(1974)

学校施設・設備の基準と学級規模等の基準

■適切な学校環境に関する法令基準

●社会的条件について

・工業地域、旅館・ホテル街にないこと
・大気汚染、騒音、振動被害など公害のないこと

●自然的条件について

・校地の高さ
・児童の通学距離
（義務教育諸学校施設費国庫負担施行令第3条、
小学校は4キロメートル以内が適正）

学校施設･設備の基準と学級規模等の基準

	標準	平均
特別支援学校（小学部・中学部）	６人	３人
特別支援学級（小学校・中学校）	８人	３人
小学校	４０人	２８人
中学校	４０人	３３人

2006年5月

学級編制の標準及び1学級当たりの平均人数

学校施設・設備の基準と学級規模等の基準

就学と不登校

■保護者が就学させる義務

- ●就学すべき学校の指定
- ●就学義務、猶予
- ●就学の奨励・援助

■不登校への取り組み

- ●スクールカウンセラーの配置
- ●心の教室相談員の配置
- ●適応指導教室
- ●民間のフリースクール

就学と不登校

区分	小学校		中学校		計	
	不登校者数	全児童に占める不登校児童の割合(%)	不登校者数	全生徒に占める不登校生徒の割合(%)	不登校数	全生徒に占める不登校児童の割合(%)
02年度	25,869	0.36	105,383	2.73	131,252	1.18
03年度	24,077	0.33	102,149	2.73	126,226	1.15
04年度	23,318	0.32	100,040	2.73	123,358	1.14
05年度	22,709	0.32	99,578	2.75	122,287	1.13
06年度	23,825	0.33	103,069	2.86	126,894	1.18
07年度	23,927	0.34	105,328	2.91	129,255	1.2

就学と不登校

相談方法	不登校に関する相談件数（合計）	小学生	中学生	高校生
来所相談	11768	3067	6172	2529
電話相談	18975	4565	9523	4887
訪問相談	3255	1043	2111	101
巡回相談	1474	635	719	120
計	35472	6272	5377	2296

都道府県・政令指定都市における小学生、中学生及び高校生に関する教育相談件数

就学と不登校

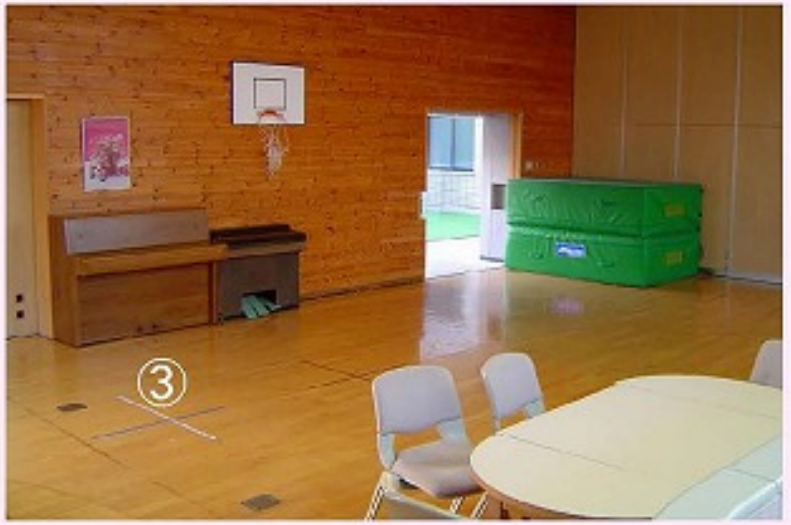

（2004年2月）

適応指導教室

学校の自己評価、第三者評価

「小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。」（学校教育法第42条、幼稚園・中学校・高等学校に準用）

「小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

２　前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

小学校は、評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。」（学校教育法施行規則第66～68条、幼稚園・中学校・高等学校に準用）

学校の自己評価、第三者評価

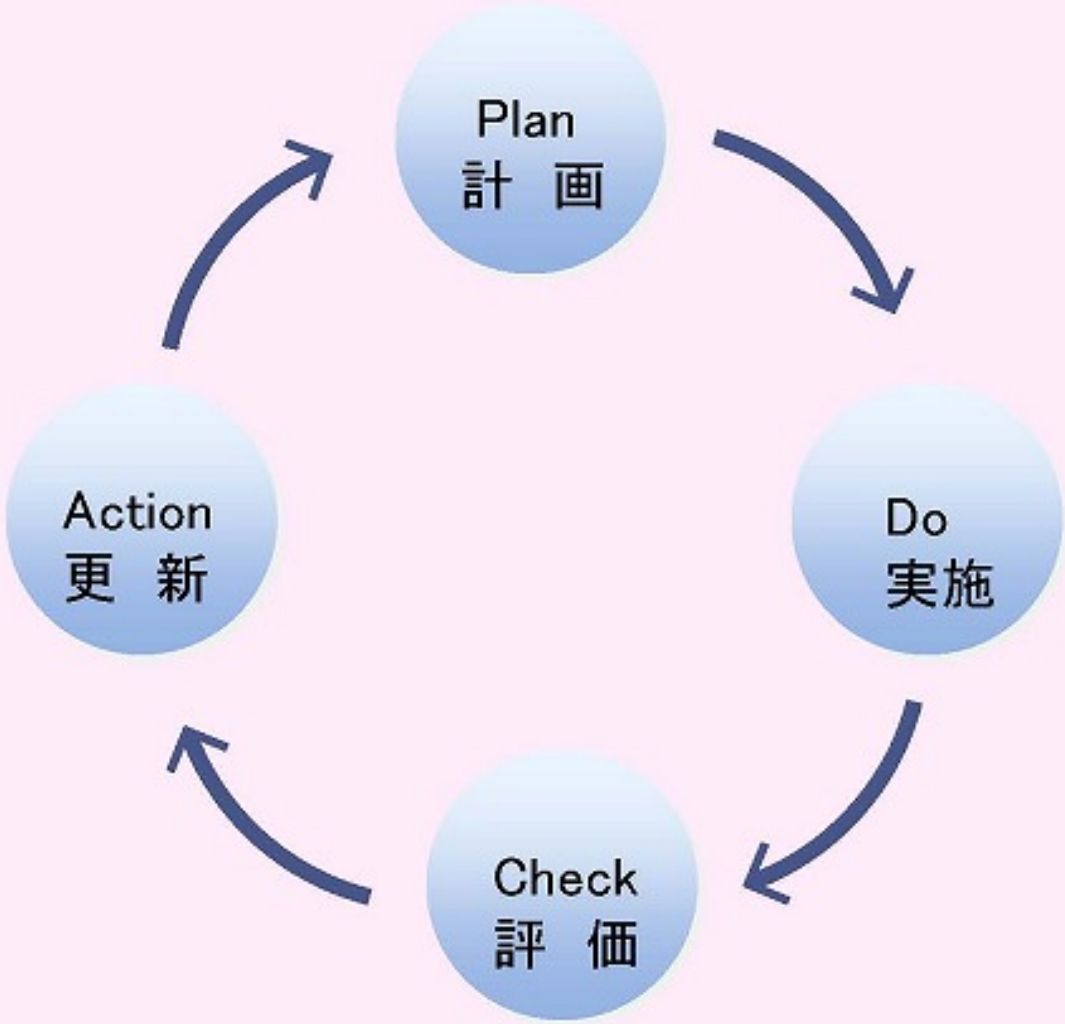

自己評価の枠組み

学校の自己評価、第三者評価

1. 前回の学校評価や、学力・体力調査の結果などに示された学校の現状を踏まえ、具体的かつ明確な目標や計画等を設定する。
2. その目標等の達成に向けて、保護者等と連携協力しつつ、教育活動等を行う。
3. 学校は、目標等の達成状況の把握や取組の適切さ等について自己評価を行い、課題やその改善策等をとりまとめる。
   その際、必要に応じ、児童生徒、保護者、地域住民を対象に、授業の理解度や学校に関する意見・要望等を把握するためのアンケートの実施や懇談会を開催し、自己評価を行う際の重要な資料として活用する。
4. 当該学校の教職員以外の学校関係者などの外部評価者により構成された委員会等が、教育活動の観察や意見交換等を実施し、自己評価結果を踏まえて評価を行う。
5. 自己評価・学校関係者評価（外部評価）結果に示された課題をもとに、設置者等と連携しつつ、教職員や保護者等の意見・要望等を踏まえながら、改善策等を講じ、保護者等にもわかりやすい具体的かつ明確な目標等の見直し・設定を行い、その達成に向けて努力する。

学校の自己評価、第三者評価

教育情報の公開・開示

■保護者等への情報提供

「小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。」

（学校教育法第43条）

■教育情報の公開・開示に関する条例

●自己情報の開示請求権、自己情報の訂正請求権、
不服申し立て権

（神奈川県個人情報保護条例）

教育情報の公開・開示

■非開示情報の例

高槻市個人情報保護条例　第13条第2項　実施機関は、次のいずれかに該当する自己情報については、開示しないことができる。

(1)法令又は条例の規定により開示することができないもの

(2)個人の評価、診断、判定等に関する情報であって、本人に知らせないことが正当であると認められるもの

(3)開示することにより、公正かつ適切な行政執行の妨げになるもの

(4)公益上必要があると実施機関が審議会の意見を聴いて認めたもの

教育情報の公開・開示

- ＜個人情報保護制度＞
  個人情報の収集、保管、利用、提供などの個人情報の取扱いについて制限規定を設け、個人情報に係るプライバシーの保護を図ろうとするもの
- ＜対象となる個人情報＞
  自治体が収集、保管、利用する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの
- ＜具体的な取扱いの一般的なルール＞
  - ・市の保有する個人情報ファイルの設置と公示
  - ・個人情報の収集の制限
  - ・利用・提供の制限
  - ・適正な維持管理
  - ・電算処理の規制

学校評議員制度

■学校評議員の設置

１　小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。

２　学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

３　学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。

学校評議員制度

学校種	全学校数	設置済み学校数	割合	検討中の学校数	割合
幼稚園	5243	1860	35.5%	891	17.0%
小学校	22249	19619	88,2%	882	4.0%
中学校	10113	8944	88.5%	449	4.4%
高等学校	4034	3728	92.4%	47	1.2%
中等教育学校	14	14	100%	0	0.0%
特別支援学校	933	877	94.0%	15	1.6%

（2006年8月）

学校評議員制度

2006年8月　合計153714人（公立学校）

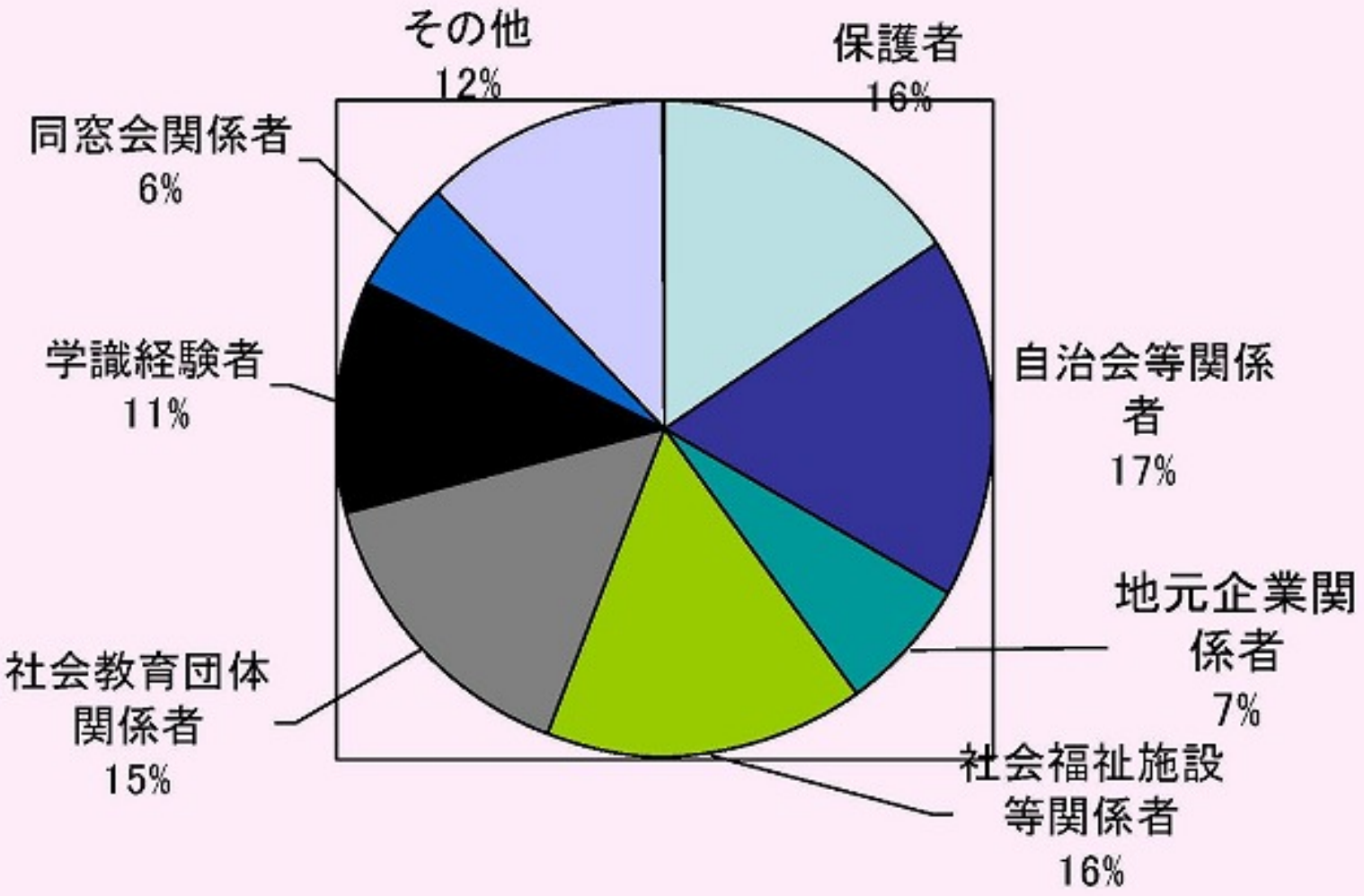

学校評議員の職業

学校評議員制度

（2005年2月）

教科書・補助教材

■義務教育諸学校教科用図書検定基準（1999年1月）

■確かな学力の向上のための2002年アピール「学びのすすめ」
（2002年1月）

■教科用図書検定調査審議会「教科書制度の改善について」
（検討のまとめ）
（2002年7月）

■義務教育諸学校教科用図書検定基準及び高等学校教科用図書検定基準の一部改正
（2002年8月）

教科書・補助教材

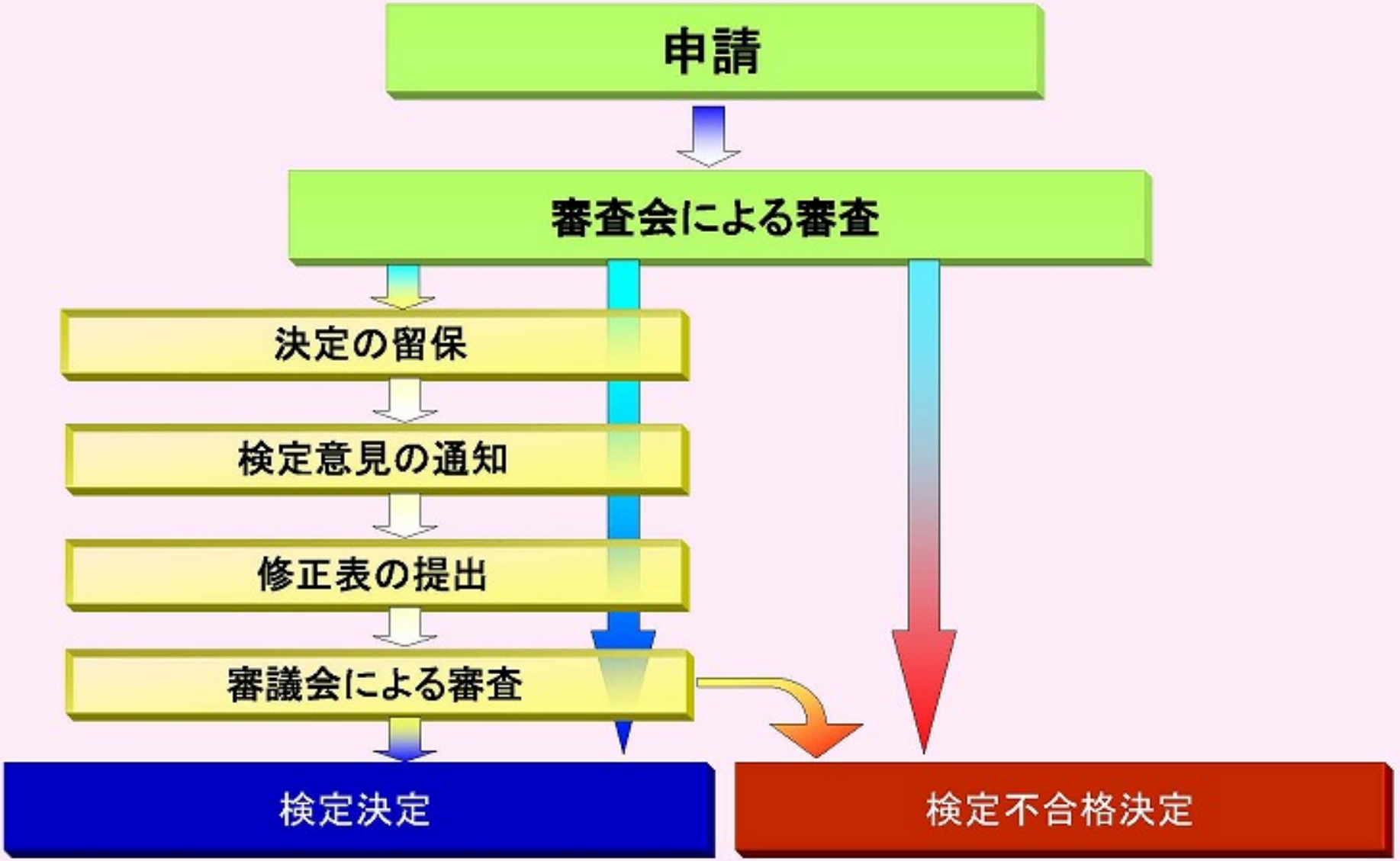

教科書・補助教材

学校教育法　第21条

第1項　小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教育用図書を使用しなければならない。

第2項　前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

著作権法　第35条

学校その他の複合機関における複製

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

教科書の使用義務と補助教材の使用

教科書・補助教材

たのしい せいかつ
こくご
二年下 赤とんぼ
たのしい さんすう 2
2年2学期
くりかえし
いさんドリル
TAMA and FRIENDS
新学社
SNOOPY
新版
くりかえし
かんじドリル
筆順がよくわかる新方式
2ねん2がっき

児童・生徒の懲戒

■学校教育法第11条

「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」

■学校教育法施行規則（抜粋）

「校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当っては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。」

■退学処分の事由

- ●性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- ●学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- ●正当の理由がなくて出席常でない者
- ●学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

児童・生徒の懲戒

	公立小・中学校等	国立私立小・中学校	高等学校、大学等
退　学	×	○	○
停　学	×	×	○
訓　告	○	○	○
法的な効果が伴わない懲戒	○	○	○

退学と停学の適用・懲戒の限度

特別支援教育制度

1. 障害のある児童生徒の教育をめぐる諸情勢の変化

2. 特別支援教育の基本的な考え方

3. 個別の教育支援計画

4. LD、ADHD等の現状と対応

5. 認定就学

特別支援教育制度

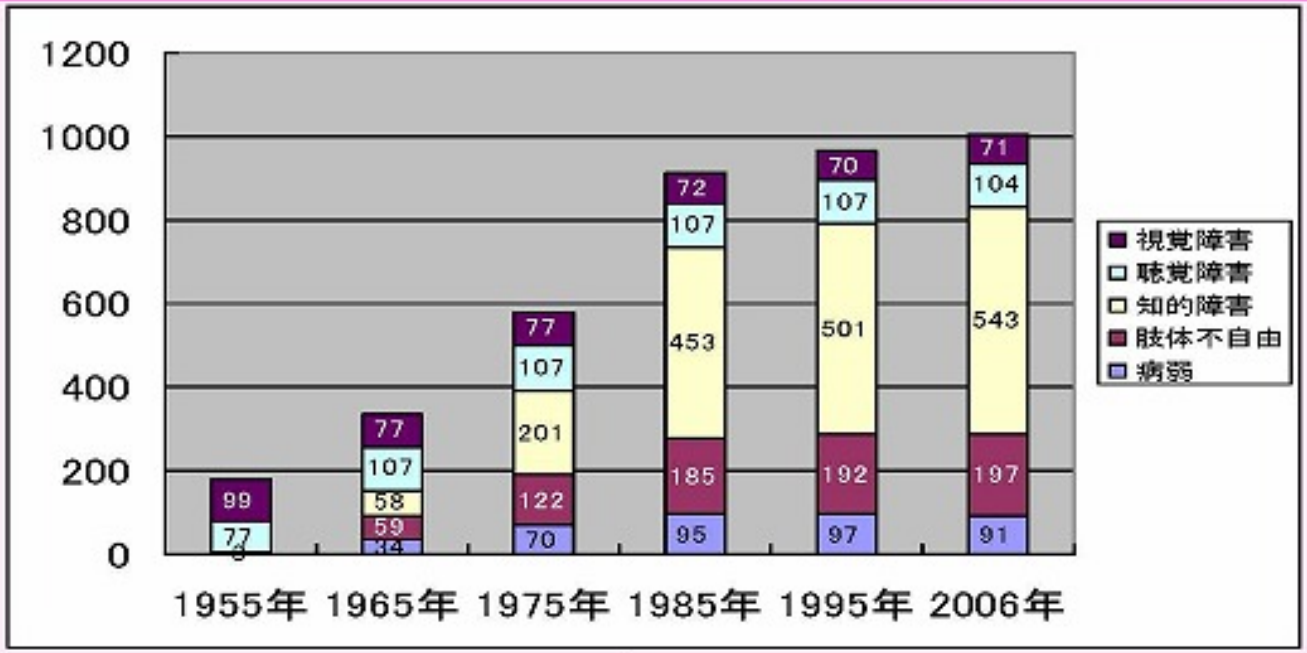

特別支援学校数の推移

特別支援学校
児童生徒数の推移

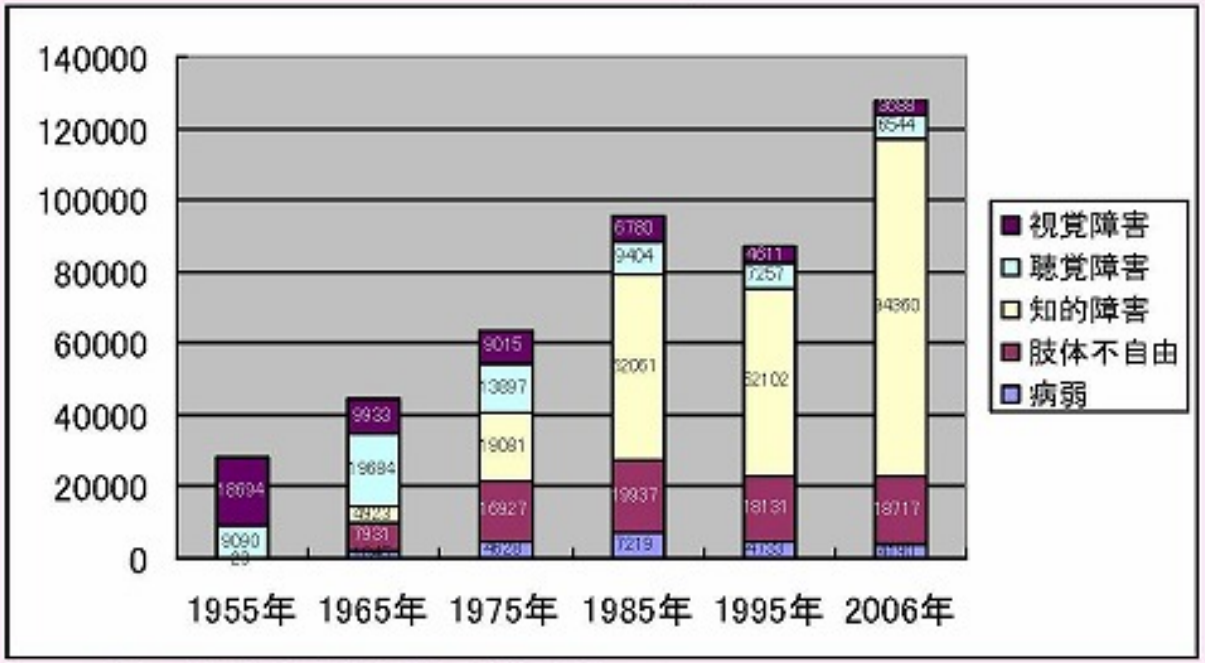

特別支援教育制度

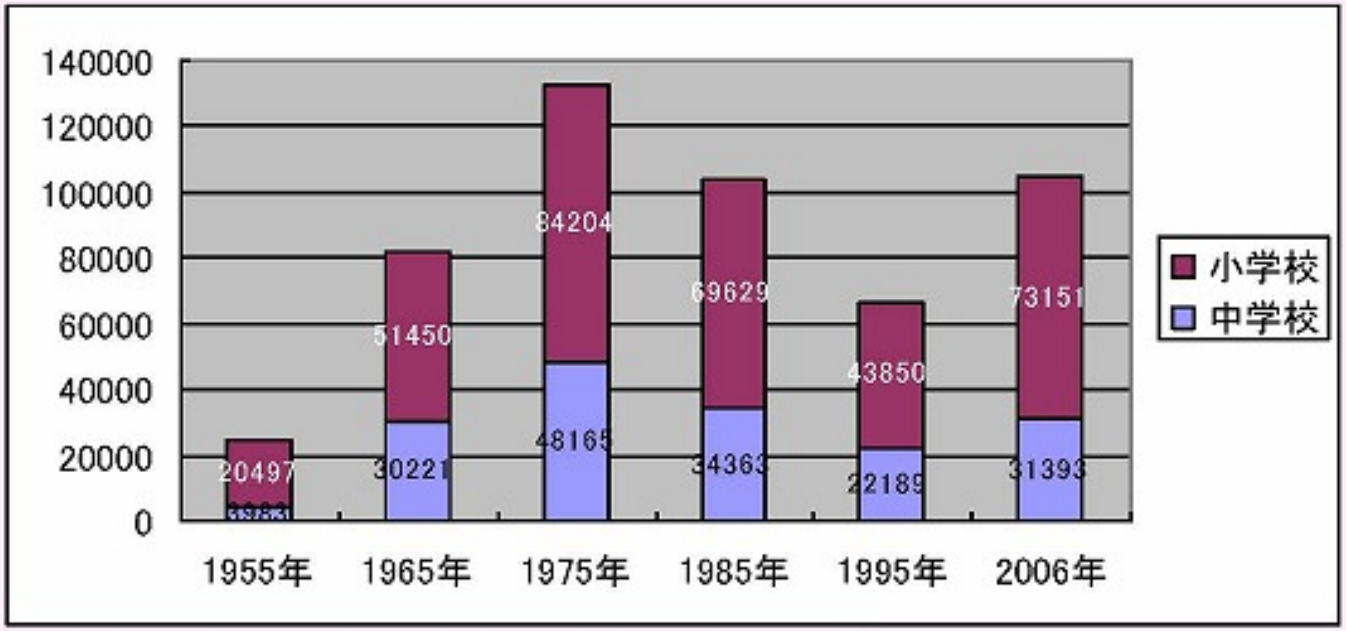

特別支援教室に通う
児童生徒数の推移

通級による指導を受けている
児童生徒数の推移

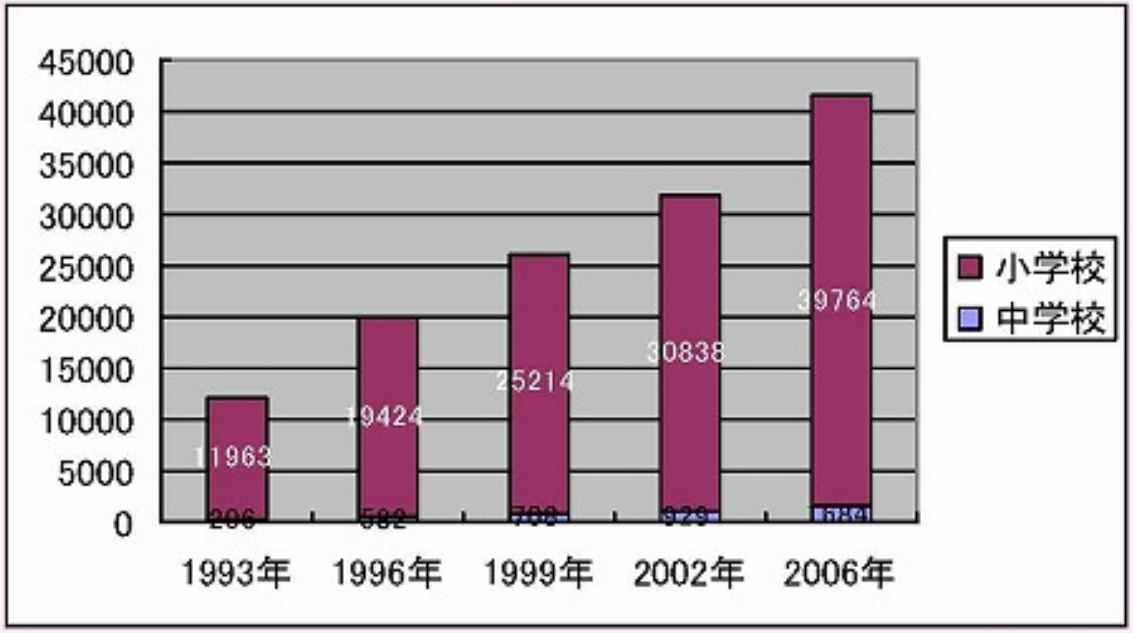

特別支援教育制度

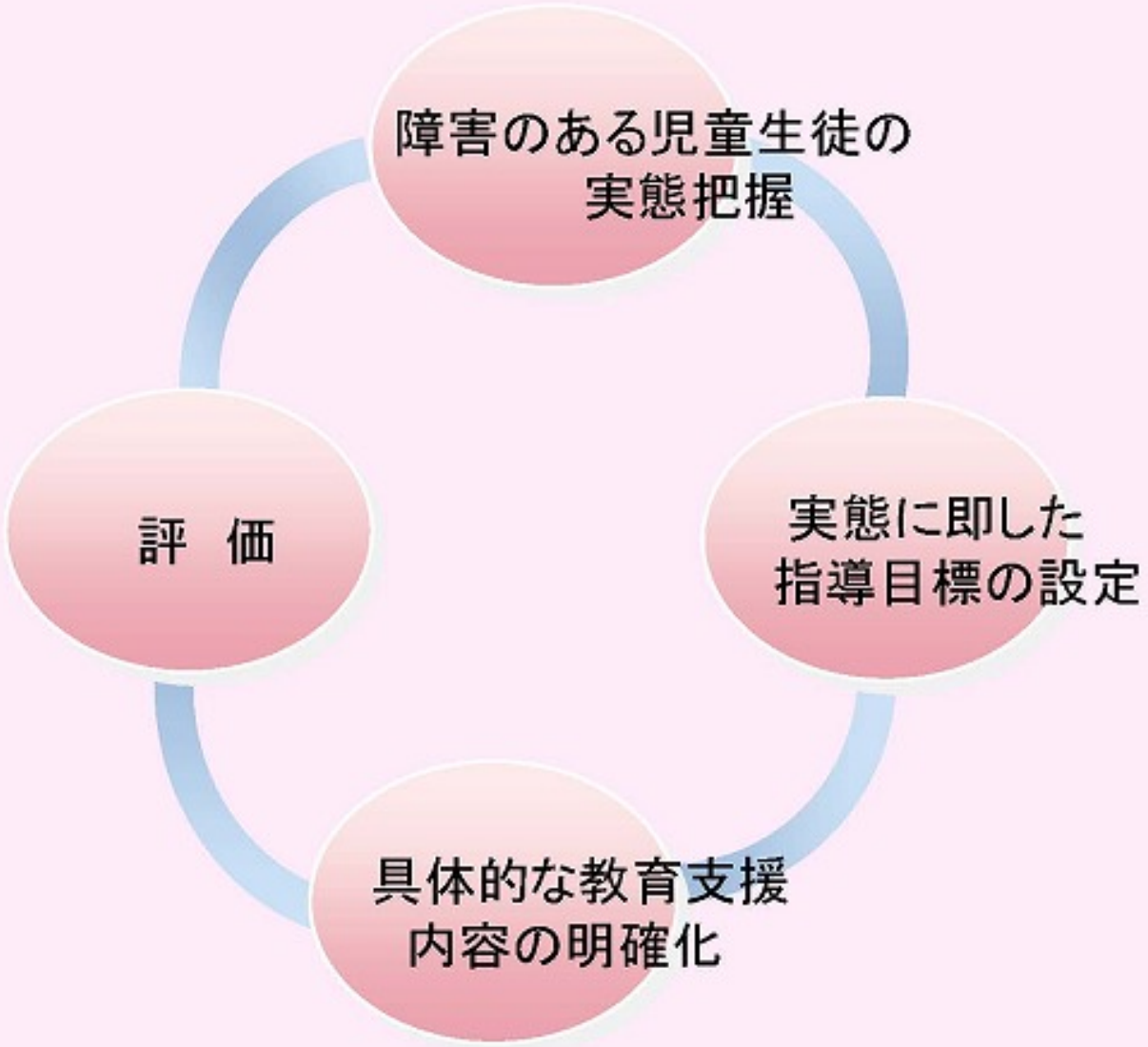

個別の教育支援計画

特別支援教育制度

認定就学者制度

1. 制度の趣旨

社会のノーマライゼーションの進展、教育の地方分権の推進等の特殊教育を巡る状況の変化を踏まえて、障害のある児童生徒一人一人の特別な教育的ニーズに応じた適切な教育が行われるよう就学指導の在り方を見直すためのもの

2. 認定就学者とは

盲学校、聾(ろう)学校又は養護学校に就学させるべき障害の程度(「就学基準」)の児童生徒について、市町村の教育委員会が障害の状態に照らして、小学校又は中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者

3. 認定就学者の認定に当たっての留意事項

- 就学のための環境整備(障害に対応した学校の施設や設備、指導面で専門性の高い教員の配置
- 障害の種類、程度等により、安全上の配慮や障害に応じた適切な指導の必要があること(重複障害や日常的に医療的ケアを要する場合など)
- 障害の種類、程度等に応じた適切な教育の内容及び方法についての専門家の意見や保護者の意見の聴取

4. 障害に対応できる教員や就学のための環境の整備

- 相談支援体制の整備
- 就学指導体制の整備

認定就学者制度

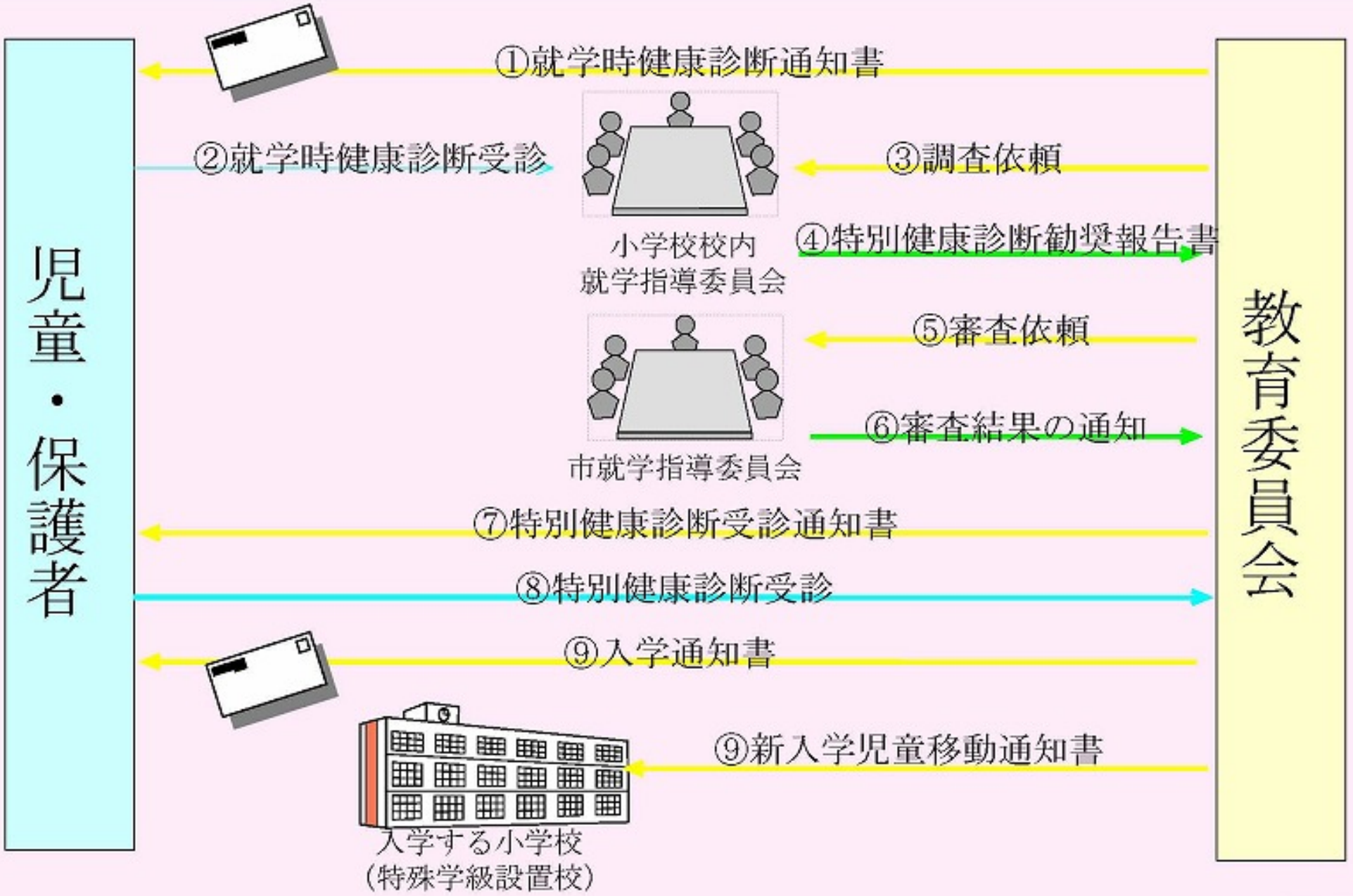

特殊学級への入学事務の流れ

認定就学者制度

■本人の状態
- 日常の学校生活における自立の程度、意思の伝達
- 他の障害の有無、障害種
- 対人関係等行動上の問題
- 医療・健康上の配慮事項
- 各教科等の学習状況
- 学校行事等に参加する上での配慮
- 設置者の受け入れ体制

■小・中学校の状況
- 専門性の高い教員の配置
- 校内の支援体制
- 施設設備
- 災害時の避難、
- 緊急連絡体制

■その他
- 学校外からの支援、協力
- 教育の内容と方法についての保護者の意向

認定就学者を判断するための調査事項の例

認定就学者制度

（Ⅱ－77）　普通学級の授業（写真と認定就学者制度は関係ありません）

へき地教育

1. へき地教育振興法

2. へき地の等級

3. 特地勤務手当

4. へき地学校等のための
IT活用方法研究開発事業

へき地教育

基準点数 ＋ 付加点数 ＝

45～79 点	→	1級
80～119 点	→	2級
120～159 点	→	3級
160～199 点	→	4級
200 点以上	→	5級

算定点数の例

〈駅または停留所までの距離〉

（交通機関のない部分）

2～4km	→	4 点
4～6km	→	8 点
6～8km	→	12 点
8～10km	→	16 点
・・・		
36～40km	→	72 点
40km以上	→	80 点

算定要素

駅または停留所までの距離

病院までの距離

診療所までの距離

高等学校までの距離

郵便局までの距離

市町村教育委員会までの距離

市の中心地までの距離

県庁所在地（準ずる都市）までの距離

へき地教育振興法施行規則による等級の算定方法

へき地教育

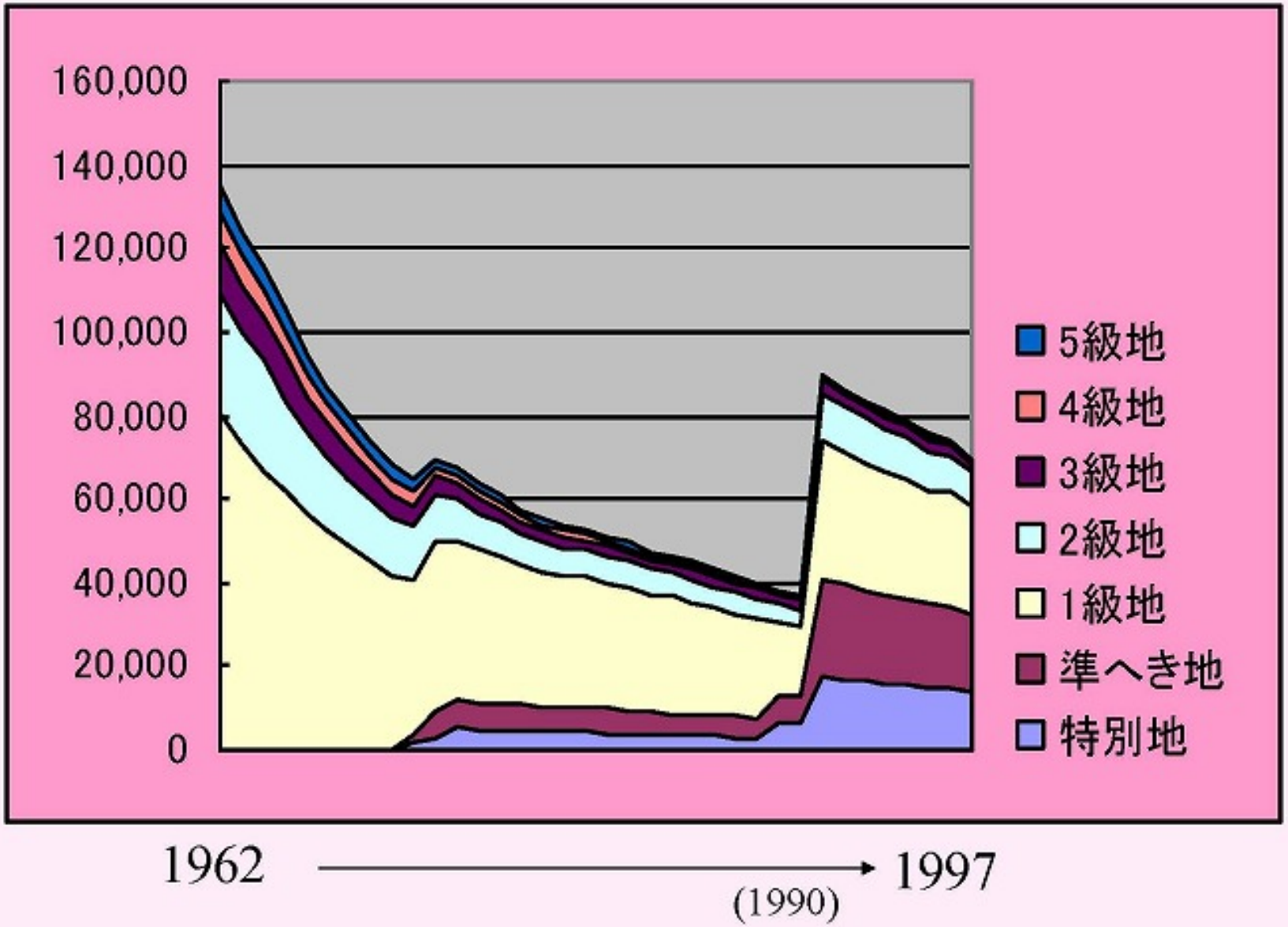

へき地指定小学校児童数の推移（北海道の場合）

へき地教育

中学校夜間学級（夜間中学）

1．中学校夜間学級（夜間中学）とは

■ 何らかの事情により義務教育を受けることができなかった人びとの教育保障の場として、夜間の学級を開設している中学校

2．経緯と現状

■ 第2次大戦後の混乱の中で生活のために働かなければならず、学校に行くことのできない子どもたちに学びの場を提供するために、1947年に大阪で夜間中学が設置されたのが始まり

■ 在日韓国・朝鮮人、ベトナム難民、中国帰国子女、外国人労働者・子弟の教育保障、不登校生徒の増大への対応

■ 公立の夜間中学は、千葉1校、東京8校、神奈川6校、京都1校、大阪11校、奈良3校、兵庫3校、広島2校の8都府県に35校（ 2002年4月現在）

3．入学資格

（東京都の場合）

■ 都内居住者、都内勤務者で中学校を卒業していない者

■ 15歳以上

■ 国籍は問わない

中学校夜間学級（夜間中学）

経緯

1947	大阪の市立中学で「夕間学級」開始。3年後閉鎖
1948	横浜の漁業組合で「舵っ子学級」開始。2年後市立中学夜間学級として
1949	神戸で夜間学級開始。不就学対策学級として認可。
1967	中学校卒業程度認定試験開始。
1971	文部省より財政補助開始。東京で「引揚帰国者のための日本語学級」
1981	東京の夜間中学で元不登校の若年生徒増加。国際難民条約批准。
1994	夜間中学に日系南米人生徒が急増。

夜間中学の生徒数の推移

年	学校数(校)	生徒数(人)
1951	47	2,195
1954	87	4,350
1955	84	5,280
1957	60	2,284
1968	21	416
1991	35	2,814
2001	35	3,125

中学校夜間学級（夜間中学）

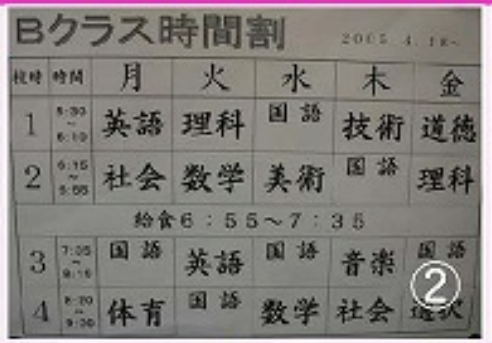

（Ⅱ－84）

（2005年　5月）

教材の構成 (1)

1部

Ⅰ　日本の学校制度の概要
スライド数（41）

1　学校体系
2　就学前教育学校制度
3　小学校制度
4　中学校制度
5　中等教育学校制度
6　高等学校制度
7　高等専門学校制度
8　大学（短大・大学院）制度
9　特別支援学校制度
10　専修学校・各種学校制度
11　日本の近代化と公教育制度

Ⅱ　日本の教育行財政
スライド数（84）

1　教育法規の体系
2　教育基本法
3　教育行政をめぐる改革動向（1）
4　教育行政をめぐる改革動向（2）
5　教育委員会
6　文部科学省
7　文部科学省の指導行政
8　教育財政と負担構造
9　法律に定める学校
10　学校の設置・管理
11　学校施設・設備の基準と学級規模等の基準
12　就学と不登校
13　学校の自己評価、第三者評価
14　教育情報の公開・開示
15　学校評議員制度
16　教科書・補助教材
17　児童・生徒の懲戒
18　特別支援教育制度
19　認定就学者制度
20　へき地教育
21　中学校夜間学級（夜間中学）

Ⅲ　日本の社会教育の概要
スライド数（43）

1　社会教育施設1（公民館）
2　社会教育施設2（図書館）
3　社会教育施設3（博物館）
4　社会教育主事
5　青年の家・少年自然の家
6　社会教育関係団体
7　社会通信教育
8　社会体育・生涯スポーツ
9　カルチャーセンター
（民間営利社会教育事業）

教材の構成 (2)

2部

Ⅳ　教育課程の編成と実施
スライド数(74)

(1)概要
1　教育課程の全体構造
2　カリキュラム開発の過程
(2)教育課程の編成
3　教育目標と教育課程
4　教育課程と学習指導要領
(3)教育課程の実施
5　単元構成と教材研究
6　指導計画と学習指導案
7　評価(児童・生徒対象)
8　授業評価・カリキュラム評価
9　学習指導の形態
(4)学習活動の実際例
10　小学校における各教科
11　道徳
12　外国語活動
13　総合的な学習の時間
14　特別活動1(学級活動・ホームルーム活動)
15　特別活動2(児童会活動・生徒会活動)
16　特別活動3(クラブ活動)
17　特別活動4(学校行事)
18　部活動

Ⅴ　学級経営・生徒指導
スライド数(43)

1　学級経営計画
2　学級目標
3　学級活動・係活動・班活動・日直
4　学級通信
5　異年齢集団活動
6　不登校
7　不登校の対応策
8　家庭訪問
9　スクールカウンセラーと「心の教室相談員」
10　生徒指導会議
11　学級費

Ⅵ　学校経営
スライド数(46)

1　学校経営
2　公教育の目的と目標
3　義務教育の目標
4　学校経営計画
5　学校教育目標
6　カリキュラム経営
7　職員会議
8　校長の職務・力量
9　「民間人校長」の登用
10　校務分掌
11　主任制
12　副校長、主幹教諭、指導教諭の職務
13　学校評価
14　学校評価システム
15　コミュニティ・スクール
16　教員評価
17　学校の危機管理
18　学校選択制
19　学校力
20　日本の学校経営改革

教材の構成 (3)

2部

Ⅶ 学校と地域・保護者の連携

スライド数（77）

1 PTA活動
2 家庭訪問
3 授業参観
4 保護者懇談会
5 通知表
6 連絡帳
7 学校だより、学年だより、学級だより
8 学校のホームページ
9 連絡網
10 地域の人材活用
11 学校支援地域本部
12 職場体験
13 地域学習
14 学校評議員
15 学校運営協議会
16 学校開放
17 複合施設
18 子ども会
19 地域教育連絡協議会
20 子どもの110番の家
21 保護者支出の学校教育費

Ⅷ 教員資格・養成・任用・研修

スライド数（45）

1 教員の専門性と資格
2 教員養成
3 教員資格認定試験
4 教員の人事
5 教員免許更新制
6 教員研修
7 校内研修
8 スクールリーダーの研修
9 教員給与
10 教員処分
11 校長の養成と大学院の役割

教材の構成 (4)

3 部

Ⅸ 学校の生活と文化

(1)学校の行事
スライド数(15)

1 学校の行事
2 入学式
3 始業式
4 全校朝礼
5 遠足
6 運動会 1
7 運動会 2
8 持久走
9 宿泊学習
10 修学旅行
11 健康診断
12 避難訓練
13 音楽会
14 終業式
15 卒業式

(2)教師の一日
スライド数(13)

16 教師の一日
17 朝の会
18 授業の準備
19 教える
20 教えるための技術
21 休み時間
22 給食の時間 1
23 給食の時間 2
24 そうじの時間
25 帰りの会
26 職員室
27 教師のつくえ
28 生活指導

(3)子どもの一日
スライド数(15)

29 子どもの一日
30 集団登校
31 朝の会
32 学級の係
33 授業の前
34 授業中
35 中休み・昼休み 1
36 中休み・昼休み 2
37 中休み・昼休み 3
38 遊ぶ
39 給食の前後
40 職員室
41 帰りの会
42 下校
43 放課後

(4)学校の生活
スライド数(29)

44 学校の生活
45 あいさつ
46 集団の規律・整列
47 名前・名札
48 じゅんびとかたづけ
49 給食袋
50 記録する
51 集団の規律・
くつと上ばき
52 給食の時間
53 給食の協働
54 給食の献立
55 そうじの協働
56 そうじの場所
57 飼育・栽培
58 掲示物 1
59 掲示物 2
60 掲示物 3
61 保健室
62 男女共学
63 保健教育
64 好きなもの・嫌いなもの
65 制服
66 校章・校歌
67 優勝旗・賞状
68 国旗・時計
69 卒業記念
70 AET
71 掲示物 4
72 教師の学習

教材について

○教材開発の背景

開発途上国の初等中等教育整備を進めるためには、教育経営・教育制度・社会教育・教員研修等の整備が条件となる。日本は、これまで多くの教育経験を蓄積してきているが、その中には開発途上国にとって有効の情報、あるいは、先進諸国の教育協力と比較して優位性をもつ情報が含まれている。実際、開発途上国では、欧米モデルではない、日本の教育モデルへの関心は非常に高かったが、これまでそうしたニーズに適切に応えてきたとはいえない。そのためには、日本の教育経験に関する情報を整備・再構成して、開発途上国と共有化できるように整備する必要があった。

○教材開発事業の目標と予算

教育協力事業では、相手国の教育事情の特徴及び途上国の教育関係者がもつニーズを十分に理解したうえで、日本の経験や情報の、何を、どのように、伝えるかの吟味が必要である。また、教育協力活動の形態は、日本での受け入れ研修、現地での派遣研修、現地教育関係者による研修など様々である。本事業は、そうした吟味を踏まえた、あらゆる教育協力現場で有効な教材を編集するだけでなく、教材開発と教授方法に関する情報データベースの構築を図ろうとするものである。この主旨に対し文部科学省拠点システム構築委託事業「日本の教育経験における情報整備事業－教育経営・教員研修分野を中心として－」として予算が確保された。

○教材の種類・形態・所在・言語

	CRICEDのHP	JICA関係機関	国際交流基金	大学留学生センター	言語
教材	PDF fail	スライド集CD	スライド集CD	スライド集CD	日本語・英語
教材解説書	PDF fail	解説書	解説書	解説書	日本語・英語
教材索引	PDF fail	－	－	－	日本語・英語
研修モジュール	PDF fail	－	－	－	日本語・英語

教材使用についてのお願い

この教材の著作権はCRICEDが有し、掲載された写真・図・表・解説を無断で編集したり、転載することを禁止します。また開発途上国に対する国際教育協力を目的とした研修以外でこの教材を使用する場合には、あらかじめCRICEDに使用目的と使用方法を連絡し、承諾を得るようにしてください。

研修モジュールの作成方法

この教材は9領域113項目に関する概説・図表・写真を掲載した509スライドで構成されています。仮に、スライド1枚を1分間で説明したとして、教材全体の説明には、509分＝8時間以上必要になります。

実際には、研修の目的・対象に応じて、必要なスライドを抜き出して、プレゼンテーションを行うことが現実的です。こうした研修の使用目的・対象などを特定したスライドのセットを、ここでは研修モジュールとよぶことにします。

CRICEDでは、さまざまな研修モジュールをHP上で公開しているので、これを参考にして、各機関のスライド集CDやHP上のPDFファイルから、自分用の研修モジュールを作成してください。

●スライド集CDから研修モジュールを作成する方法

i. スライド集CDのファイルを自分のパソコンに移す。

ii. プレゼンテーション用ソフトの新規画面を開く。

iii. 挿入→ ファイルからスライド→**元の書式を保存する**→スライドを選択する

（**“元の書式を保存する”** を選択しないと、背景や文字・線の配色が変化してしまうので注意する）

●HPのPDFファイルから研修モジュールを作成する場合には、Acrobatが必要です。

執筆者一覧

教材執筆者

Ⅰ	日本の学校制度の概要	堀内　孜 ／窪田　眞二
Ⅱ	教育行財政	窪田　眞二
Ⅲ	日本の社会教育の概要	手打　明敏
Ⅳ	教育課程の編成と実施	木村　範子
Ⅴ	学級経営・生徒指導	浜田　博文
Ⅵ	学校経営	小島　弘道 ／浜田　博文
Ⅶ	地域・保護者との連携	水本　徳明
Ⅷ	教員資格・養成・任用・研修	小島　弘道 ／浜田　博文
Ⅸ	学校の生活と文化	村田　翼夫

佐藤眞理子　筑波大学教育開発国際協力研究センター・教授
小島弘道　平成国際大学・教授
窪田眞二　筑波大学・教授
手打明敏　筑波大学・教授
水本徳明　筑波大学・准教授
浜田博文　筑波大学・助教授
堀内　孜　京都教育大学・教授
村田翼夫　京都女子大学・教授
木村範子　筑波大学・講師

写真取材協力（順不同）

茨城県	自然博物館
茨城県	県教育委員会義務教育課
茨城県	洞峰公園
茨城県	土浦養護学校
茨城県	県教育研修センター
茨城県	県南生涯学習センター
茨城県	結城郡八千代町地域女性団体連絡会
茨城県	茨城県庁
茨城県	財団法人いばらき文化振興財団
	アクアワールド茨城県大洗水族館
北茨城市	中郷第一小学校
志木市立	志木小学校
品川区立	戸越台中学校
高千穂町立	岩戸小学校
つくば市	竹園東中学校PTA
つくば市	竹園西小学校PTA
つくば市	教育委員会
つくば市	中央図書館
つくば市	春日公民館
つくば市	豊里公民館
つくば市	小野川公民館
つくば市	西公民館

つくば市	つくば少年柔道大会
つくば市	少年サッカー大会
つくば市	筑波学園郵便局
つくば市	筑波大学総務・企画部広報課
つくば市	つくば中央警察署
つくば市	ピーターパン（パン店）
つくば市	吾妻保育所
つくば市	NPO法人アサザ基金
つくば市	友朋堂書店
つくば市	おはなしの泉
つくば市	学校法人筑波研究学園専門学校
つくば市	市進学院つくば教室
つくば市立	竹園西小学校
つくば市立	竹園東小学校
つくば市立	筑波第一小学校
つくば市立	筑波小学校
つくば市立	田井小学校
つくば市立	三笠小学校
つくば市立	手代木南小学校
つくば市立	上郷小学校
つくば市立	菅間小学校
つくば市立	吾妻小学校

つくば市立	吾妻中学校
つくば市立	竹園東中学校
つくば市立	竹園西幼稚園
土浦市	ボーイスカウト土浦第3団
土浦市	土浦ドッジボール協会
土浦市	大岩田地区子ども会
土浦市立	第二高等学校
東京都	筑波大学附属小学校
東京都	NPO法人東京シューレ
東京都立	都立航空工業高等専門学校
藤沢市	紀伊国屋旅館（藤沢市）
水戸市	教育委員会
水戸市	教育委員会義務教育課
水戸市	総合教育研修センター
水戸市	読売・日本テレビ文化センター水戸
水戸市立	浜田小学校
宮崎県立	五ヶ瀬中等教育学校
宮崎市立	住吉小学校
独立行政法人教員研修センター	

写真提供

日本青年団協議会
学校法人日本放送協会学園高等科
杉並区立社会教育センター
水戸市立浜田小学校
五ヶ瀬町立上組小学校
浜田博文（筑波大学） 窪田眞二（筑波大学） 手打明敏（筑波大学）

日本の教育制度と教育実践
ー研修のためのヴィジュアル教材ー

平成21年度「国際協力イニシアティブ」教育協力拠点形成事業

2010年2月

筑波大学教育開発国際協力研究センター
CRICED
〒305-8572 茨城県つくば市天王台 1-1-1
Tel: 029-853-7287　Fax: 029-853-7288

CRICED HP: URL. http://www.criced.tsukuba.ac.jp/keiei/
教材のダウンロード: http://e-archives.criced.tsukuba.ac.jp/

教材に関する質問・意見・感想はこちらへどうぞ
e-mail: criced-adm@human.tsukuba.ac.jp